

広島県文化財保存活用大綱

(素案)

令和 年 月

広島県教育委員会

広島県文化財保存活用大綱 目次

序章	1
第1節 大綱策定の背景と目的	1
第2節 文化財の保存・活用に係る本県の役割	2
第3節 大綱の位置付け	4
第1章 広島県の状況	9
第1節 広島県の概要	9
1 自然地理的環境	9
2 社会的状況	13
3 歴史的背景	18
4 歴史文化の特徴	24
第2節 広島県の文化財の概要と特徴	25
1 文化財の体系	25
2 文化財の保護制度	25
第3節 文化財の保存・活用を巡る現状	43
1 保存に関する現状	43
2 保存・活用を巡る要請	47
3 本県の取組の現状	48
第2章 目指す将来像	53
第3章 将来像実現に向けた課題	55
第4章 基本方針及び取組方針	61
第1節 基本方針	61
第2節 取組方針	61
第3節 文化財分類ごとの保存・活用方針	62
第5章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置	65
取組方針1 文化財所有者等への支援の充実を図る。	65
取組方針2 文化財の調査と把握に努め、指定その他の保護措置を図る。	65
取組方針3 文化財の新たな活用策を積極的に推進する。	67
取組方針4 情報発信と普及啓発の充実を図る。	67
取組方針5 広域的な取組を積極的に推進する。	69
取組方針6 市町に対する支援を積極的に推進する。	69
取組方針7 県民を対象とする人材育成と資質向上の取組を推進する。	71
第6章 防災・災害発生時の対応	73
第1節 防災対策	73
第2節 災害発生時の対応	74

第7章	その他の取組	77
第1節	県が管理する文化財の保存・修理・整備	77
第2節	今後の体制整備	77
第8章	文化財の保存・活用の推進体制	79

【例言】

- 1 本書は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の2第1項の規定により作成した広島県文化財保存活用大綱（以下「本大綱」という。）である。
- 2 本大綱は、広島県文化財保護審議会大綱特別部会及び文化庁の指導と助言、関係機関の協力を得て、広島県が策定した。
- 3 本大綱策定に係る事務は、広島県教育委員会事務局管理部文化財課において行った。
- 4 寸法の単位は原則としてメートル系を用い、m、cm、mmで表示した。面積単位はkm²、haを用いた。
- 5 本大綱では地方公共団体としての広島県を「本県」、広島県が管轄する土地を「本県域」という。

序章

第1節 大綱策定の背景と目的

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことができない、将来の文化の向上発展の基礎をなす貴重な国民の財産であり、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）は、地方公共団体に文化財の保存が適切に行われるよう法の趣旨の徹底に努めることを、文化財の所有者その他の関係者に、文化財を公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めることを求めている。

しかし、近年、文化財の保存を廻る環境は厳しさを増し、本県の区域（以下「本県域」という。）において土砂災害その他自然災害による毀損、盗難その他の人為的原因による滅失等が生じ、これら事案に対する発生防止策や発生後の対策の検討が求められている。また、文化財の活用についても、人口減少、少子高齢化、過疎化等による担い手減少によって文化財の公開を停止した例が生じたほか、地域資源としての利用公開と保存の両立、文化財と自然環境、景観、伝統行事など（以下「周辺環境」という。）等の一体的保存による地域資源としての価値向上、活用の担い手の確保、ICTの発達に対応した新たな活用方策の模索及び学校その他教育現場における利用の促進等、新たな要望と課題が顕在化し、その対応を迫られている。

そこで、本県は、上記の状況に対応するため、文化庁の指針に沿って、本県における文化財の基本的かつ総合的な保存・活用の方向性や施策の基盤として、広島県文化財保存活用大綱（以下「本大綱」という。）を定めることとした。

1 本大綱の目的

本大綱は、法183条の2第1項の規定による法定計画であり、文化財に係る本県の「目指す将来像」の実現に向けた基本的な方向性や取組方針である。また、本大綱は、本県が本県域の所有者、保持者、保持団体、管理責任者、管理団体その他関係者（以下「所有者等」という。）、地域住民及び本県域の市町村（以下「市町」という。）とともに各種取組を進めていく上での指針であり、市町及び所有者等は、特に、「文化財保存活用地域計画」又は「文化財保存活用計画」等策定に当たり本大綱を踏まえることが望ましい。

2 本大綱の対象とする文化財

本大綱で対象とする文化財は、本県域に所在し、発生、制作又は製作から50年以上経過し、歴史上、芸術上、学術上、鑑賞上等の観点から価値が高いと認められる有形（人々の文化的活動に影響や刺激を与える自然物も含む）又は無形の財産である。

なお、法その他の規定による指定等の有無は問わない。

3 本大綱の対象期間

本大綱は、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性等を定めるものであることから、特定の計画期間は設定しない。ただし、社会状況の変化、本県総合計画「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」の改定等の状況を踏まえて、見直し、内容の充実を図る。

『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針』（平成31年3月4日付け）

第2節 文化財の保存・活用に係る本県の役割

本大綱が前提とする，文化財の保存・活用における国，地方公共団体，所有者等及び国民の役割は次のとおり。

文化 庁	国 <ul style="list-style-type: none">- 文化財保護法の制定- 重要な文化財の指定，選定，身近な文化財の登録- 指定文化財の所有者等に対する管理，修理，公開に関する指示，命令，勧告- 指定文化財の現状変更等の規制，輸出の制限，原状回復命令- 指定文化財の管理，修理，公開等に関する所有者等への補助- 文化財の公有化に対する地方公共団体への補助- 指定文化財等に係る課税上の特例措置の設定- 博物館，劇場等の公開施設，文化財研究所の設置，運営
	地方公共団体 <ul style="list-style-type: none">- 文化財保護条例の制定- 重要な文化財の指定，選定等（国指定等を除く）- 指定文化財の所有者等に対する管理，修理，公開に関する指示，勧告及び現状変更等の制限- 指定文化財の管理，修理，公開等に関する所有者等への補助- 文化財の保存・公開のための施設の設置，運営- 文化財の学習活動，愛護活動，伝承活動など文化財保護のための地域活動の推進- 管理団体として国指定文化財の管理，修理等 ※地方公共団体により差異がある。
	所有者等 <ul style="list-style-type: none">- 国及び地方指定文化財等に関し，所有者の変更，滅失，毀損，所在の変更等に係る届け出- 文化財の管理，修理- 文化財の公開- 重要文化財等の譲渡に際して国に対する売渡の申出 ※地方公共団体により差異がある。
	国民 <ul style="list-style-type: none">- 国及び地方公共団体の行う文化財保護の活動への協力- 遺跡の発見に関する届け出- 周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘に際する届け出- 埋蔵文化財調査のための発掘に際する届け出

図0.2.1 文化財の保存・活用における国，地方公共団体，所有者等及び国民の役割
(文化庁 HP [<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shisaku/yakuwari.html>] を基に作図)

上記内容を基に，本大綱では，文化財の保存・活用における本県，市町及び所有者等の役割を次のとおりとする。

1 本県

国の指導や助言を得ながら，市町と協力して，次の役割を担う。

(1) 広域的な文化財の保存・活用の施策

国の指導を得ながら，国指定等文化財の保存・活用の取組を推進する。

本県にとって重要な文化財に対し広島県文化財保護条例(昭和51年広島県条例第3号)の規定により指定等を行い，保存・活用を図る。

博物館等の公開施設の設置，運営

(2) 市町に対する支援

市町と国等との間の調整

市町に対する専門的・技術的な指導・助言

市町単独では対応が困難な場合の連携や協力

専門職員の資質向上，各種計画策定における指導・助言

(3) 所有者等に対する支援

本県は広域自治体として，市町の実情を踏まえ，所有者等に対する支援を行う。

2 市町

文化財は地域の歴史・文化との深い関わりの中で継承されてきたものであることから，地域の歴史・文化や実情を最も熟知する基礎自治体である市町が次の役割を担う。

(1) 域内の文化財にとって最も身近な行政組織としての施策実施

国や本県と連携しつつ，地域の実情に応じたきめ細かい保存・活用の施策の実施に努める。

域内の重要な文化財を条例に基づき自ら指定等を行い保存・活用に努める。

「文化財保存活用地域計画」を策定し，計画的な文化財の保存・活用，そのための調査等の取組を行う。

(2) 保存・活用にかかる施策実施のための体制整備

規模や域内における文化財の状況等に応じて専門人材を確保し，継続的な配置を行う

保存・活用の施策の実施に当たり，地域住民や民間団体等の幅広い担い手の確保に努める。特に民間団体等と連携・協力しパートナーシップを結ぶ場合は，文化財保存活用支援団体の指定(58ページ)を行う。

(3) 所有者等に対する支援

所有者等が行う，地域の歴史を理解する上で欠くことのできない域内の文化財の保存・活用の取組に対し，基礎自治体として実情に応じた支援を可能な限り行う。

3 所有者等

法や条例の趣旨に基づき文化財の維持管理，保存修理，公開等について，国・本県・市町の支援を得ながら自ら行うよう努める。

第3節 大綱の位置付け

本大綱は、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」,「ひろしま文化・芸術振興ビジョン」並びに「広島県 教育に関する大綱」及び「広島県教育委員会主要施策実施方針」の下位計画である。また、本大綱策定に当たっては、法を始めとする法規や計画、他分野（防災、観光その他）の個別計画との整合を図った。

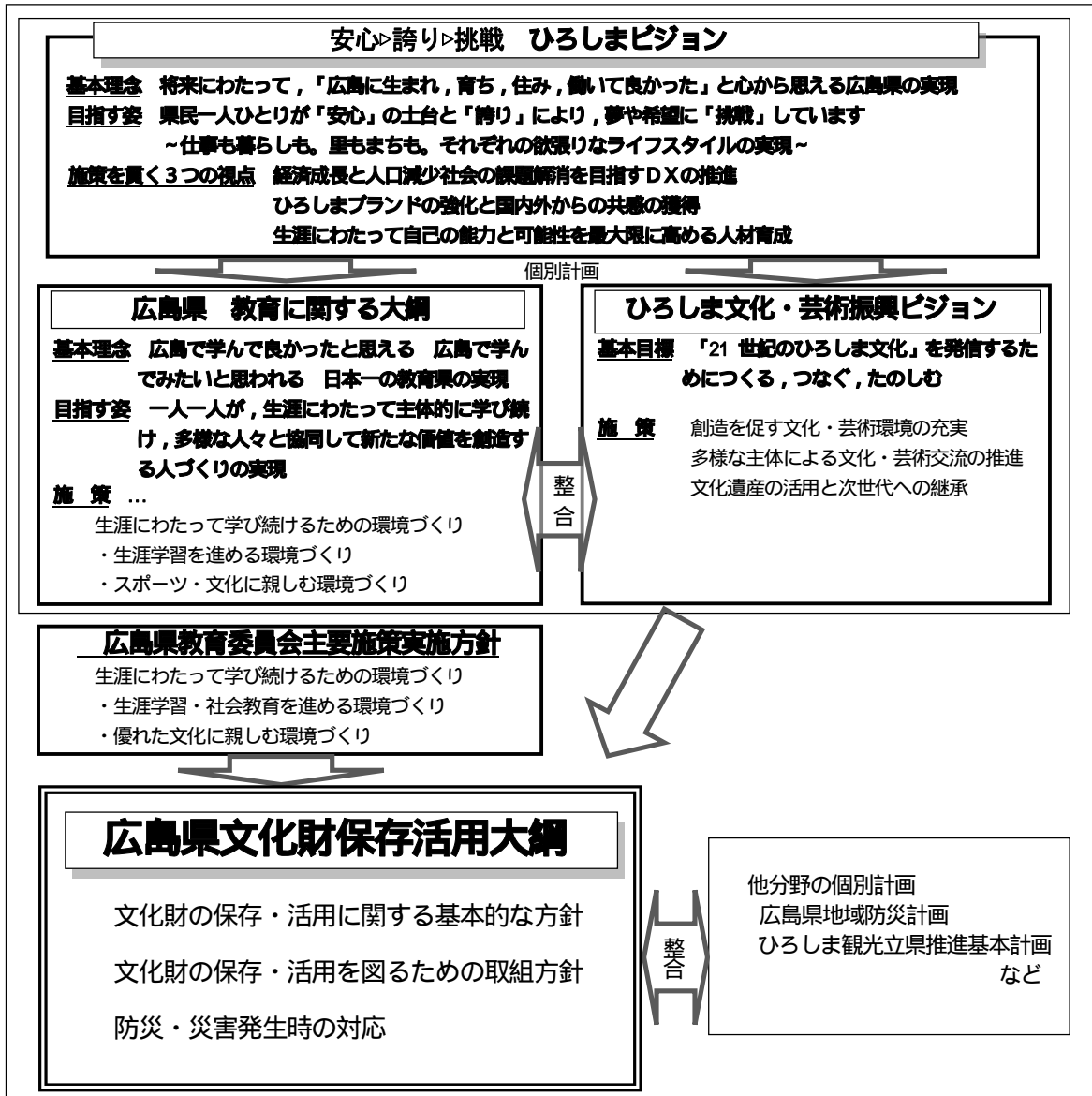


図 0.3.1 本大綱と上位計画の関係

1 総合計画との関係

(1) 「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」(計画期間：令和3年度～令和13年度)

本県の目指す姿(将来像)を県民と共有し、一緒に、新たな広島県づくりを推し進めるために策定されたビジョンである。

本大綱は、同ビジョンに示された17の施策領域のうち「スポーツ・文化」の領域に位置

付くとともに、「教育」「観光」「中山間地域」等と関連する計画である。

スポーツ・文化

あるべき姿（概ね30年後）

広島東洋カープや広島交響楽団といった戦後復興の象徴として県民と支え合い、歴史をともに築いてきたプロフェッショナル団体等の取組や、駅伝や広島神楽など、地域が大切に育んできた、全国にも誇れるアマチュア団体等の取組によって積み重ねられてきた「広島のスポーツ・文化の伝統」に、時代が求める新たなスポーツや文化芸術の要素を取り込みながら、さらに磨いていくことで、地域への愛着や誇りの醸成が進み、地域経済の活性化にも結びついています。

目指す姿（概ね10年後）

○ 多様な文化芸術について、県民の様々なニーズに応じた、「鑑賞する」「自ら体験する」ことができる機会が充実し、多くの県民が参画しています。

広島を代表する文化芸術として、神楽や交響楽団などが県内外から高く評価されることで、文化芸術に対する県民の関心が高まり、親しむ人が増え、地域への愛着や誇りが醸成されつつあります。

地域の歴史文化に触れることができる機会が充実し、また、こうした歴史文化の情報が一元的に集約され、容易にアクセスできるなど、地域の歴史文化を知ることができる環境が整い、県民の理解が進んでいます。

目指す姿の実現に向けた取組の方向

文化芸術に親しむ環境の充実

県内施設を有効活用した文化芸術活動の発表機会の提供や、幅広い層が楽しめる展示会の開催等について、民間の取組とも連携しながら行うなど、県民それぞれの価値観に合った文化芸術に接し、また参加できる機会を拡充していきます。また、新しい生活様式にも対応できる、文化芸術の新たな楽しみ方の確立にも取り組んでいきます。

広島交響楽団や広島神楽などの広島の文化資源の魅力を効果的に発信する取組の支援等を行っていきます。

これまであまり知られていない広島の歴史文化の情報についても体系的に整理した上で分かりやすく発信していくなど、地域の歴史文化を知っていただくための環境整備に取り組めます。

(2) 「ひろしま文化・芸術振興ビジョン」(平成15年策定)

本県文化・芸術振興に関する指針である。基本目標「『21世紀のひろしま文化』を発信するために」を掲げ、その実現に向けた施策を示す。

本大綱で示す方針はこのビジョンが示す「創造を促す文化・芸術環境の充実」「多様な主体による文化・芸術交流の推進」「文化遺産の活用と次世代への継承」の施策の全てに関連するが、特に次の「文化遺産の活用と次世代への継承」に係る方針に位置付く。

文化遺産の活用と次世代への継承

文化遺産の保存と継承

広島顔が見える国，県指定文化財の保存・活用の促進

埋蔵文化財の保存整備及び利活用の推進

文化財ボランティア活動の支援

伝統文化の継承とそれを支える人づくり

地域における伝統文化継承者の育成

学校教育における我が国の伝統芸能の体験・指導

多種多様な地場産業振興のための人材の確保と養成への支援

2 教育分野の個別計画等との関係

(1) 「広島県 教育に関する大綱」(計画期間：令和3年度から令和7年度までの5年間)

「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の施策領域のうち教育に係り、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項の規定に基づき、本県教育施策全般の基本的な方針・方向性を示したものである。

本大綱は「広島県 教育に関する大綱」で示される八つの方向性のうち、「生涯にわたって学び続けるための環境づくり」「スポーツ・文化に親しむ環境づくり」に係る計画の一つである。

生涯にわたって学び続けるための環境づくり

「スポーツ・文化に親しむ環境づくり」

… また、本県には、2つの世界文化遺産があり、花田植や神楽を始めとする民俗芸能や貴重な文化財も多く存在していることから、こうした本県の有する文化的財産について、市町と連携して、県民が親しむことができる機会を充実させるとともに、次代にしっかりと継承していく環境を整えていく。

(2) 「広島県教育委員会主要施策実施方針」(計画期間：平成29年2月からおおむね5年)

「広島県教育に関する大綱」が目指す姿の実現に向けて、教育振興基本計画として、教育委員会として取り組むべき中期的な施策等を明確にした計画である。本大綱はこの実施方針で示す「優れた文化に親しむ環境づくり」に係る計画に位置付く。

生涯にわたって学び続けるための環境づくり

「優れた文化に親しむ環境づくり」

(目標)

- 文化財の保存・活用や伝統文化の継承・振興に必要な措置が実施されています。
- 楽しく観覧でき、分かりやすい展示内容となる環境を整備します。
- 来館者の快適な観覧環境の確保に努め、三つの文化施設の総入館者数・総利用者数を増やします。

(取組の方向)

- 国や市町又は所有者等と連携し、文化財の保存修理や伝統文化の継承・振興等に対する継続的な支援を実施します。
- 文化施設において、幅広い県民の興味関心に応える展示と調査研究成果に基づく地域密着の展示をバランスよく行い、魅力ある内容となるよう工夫します。
- 文化施設において、重要文化財指定品を始めとした多くの所蔵品・寄託品などの活用やICT環境の充実等を図ります。
- 文化施設における資料の適切な保管、来館者の安全・快適な観覧環境の確保などのために、施設・設備の適切な維持管理・更新に努めます。

3 他分野の個別計画等との関係

本大綱と関連するものとして、次の本県計画等との整合を図る。(参考資料)

- ・ 広島県地域防災計画
- ・ 広島県中山間地域振興計画(計画期間:平成27年度~令和2年度)
- ・ ひろしま観光立県推進基本計画(計画期間:平成30年度~令和4年度)
- ・ 広島県土地利用基本計画
- ・ 広島県の各圏域(広島圏域,備後圏域,備北圏域)都市計画区域マスタープラン
- ・ 鳥獣保護管理事業計画
- ・ 広島県環境基本計画
- ・ 広島沿岸海岸保全基本計画

4 SDGs,法令その他との関係

(1) SDGs

SDGs(Sustainable Development Goals〔持続可能な開発目標〕)は2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が示す国際社会全体の普遍的な目標であり、持続可能な世界を実現するための統合的取組である。本県は「SDGs未来都市」に選定されており、「誰一人取り残されない」世界の実現を目指すSDGsが掲げる目標、ターゲットへの具体的な貢献を目指して、これらと照らし合わせながら取組を進めている。

文化財行政は「SDG11(住み続けられるまちづくりを)」「ターゲット11.4(世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。)」に係る取組である。

SDG11 (住み続けられるまちづくりを)

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする

ターゲット11.4 (世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。)

また、国が策定した「SDGs アクションプラン 2020」では我が国の文化財行政を「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラ整備」「文化資源の保護・活用と国際協力」に位置付けている。

2) 文化財の保存と活用に係る他の法規

本県域の文化財保存・活用については、法のほか、次に掲げる法律が主に関係する。

国指定文化財の指定又は選定に係る法規

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	昭和 37 年法律第 142 号
都市計画法	昭和 43 年法律第 100 号
景観法	平成 16 年法律第 110 号

国指定文化財の活用に係る法規

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	昭和 41 年法律第 1 号
美術品の美術館における公開の促進に関する法律	平成 10 年法律第 99 号
文化芸術振興基本法	平成 13 年法律第 148 号
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	平成 20 年法律第 40 号
棚田地域振興法	令和元年法律第 42 号
文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律	令和 2 年法律第 18 号

国指定文化財の保護に係る法規

建築基準法	昭和 25 年法律第 201 号
都市公園法	昭和 31 年法律第 79 号
自然公園法	昭和 32 年法律第 161 号
独立行政法人国立文化財機構法	平成 11 年法律第 178 号
文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律	平成 14 年法律第 81 号
武力紛争の際の文化財の保護に関する法律	平成 19 年法律第 32 号

第1章 広島県の状況

第1節 広島県の概要

位 置	北緯34度2分～35度6分 東経132度2分～133度28分
大 き さ	東西幅 131.88 km, 南北幅 118.79 km, 面積 8,479.45 km ²
気 候	年間平均気温 16.8 , 年間平均降水量 1,878.5 mm
県 庁 所 在 地	広島市
市 町 数	23市町(14市9町)
総 人 口	2,807,987人(令和元年)(人口密度 335人/km ²)(平成27年国勢調査)
名目県内総生産	11兆7,908億円(平成29年度)



図 1.1.1 本県の位置

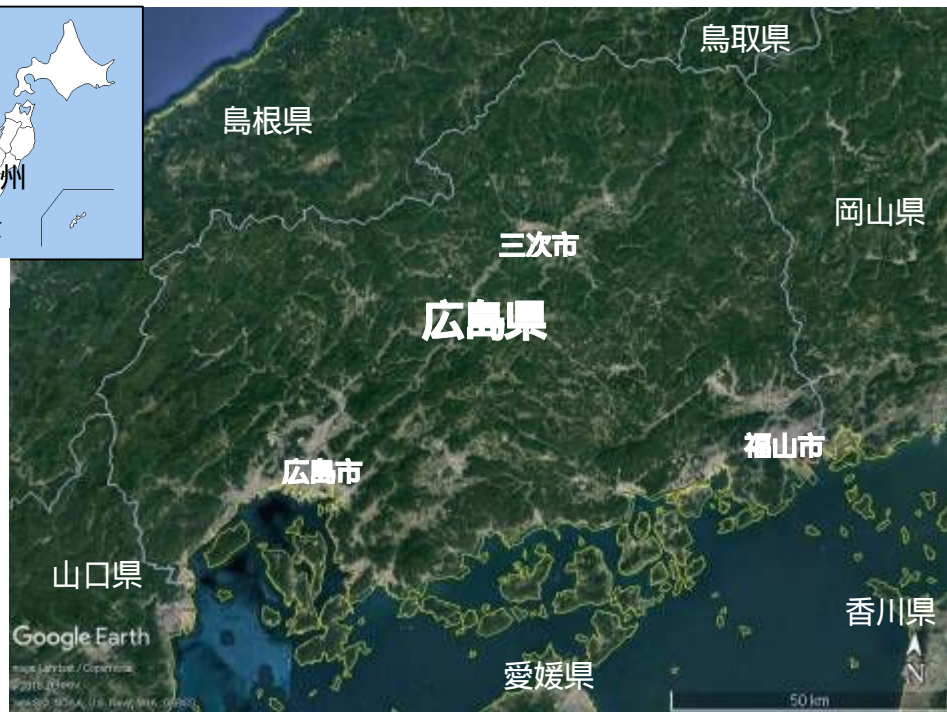


図 1.1.2 本県の地形

1 自然的・地理的環境

(1) 地形・地質

ア 地形

本県域の大地形は浸食小起伏面と呼ばれる平坦な面の発達で特徴づけられる。それらは脊梁面(標高1,000m程度)、吉備高原面や世羅台地面(標高400～700m程度)及び瀬戸内面(標高0～200m程度)である。

これらの平坦面は形成後の浸食によって谷が入り込み、緩やかな丘陵を形成する。沖積平野は瀬戸内海に面した場所に形成され、その結果、本県域の79.7%は山地(6,466 km²)

参考文献 平成27年 国勢調査 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/toukei/kokusei/tyosa.html#27>
「統計でみる都道府県の姿 2020」(総務省統計局) https://www.stat.go.jp/data/k-sugata/pdf/all_ken2020.pdf
「令和元年人口移動統計調査」広島県 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/toukei/jinkouido/tyosa.html#r1>
「平成29年度広島県民経済計算結果」広島県 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/383887.pdf>

で、可住地面積は少ない(27.2%)。

北東 南西方向及び北西 南東方向に延びる谷地形が顕著で、河川もこの方向に流れるものが多い。大河川は少なく、本県域の51%は日本海へ流れる江の川水系流域と瀬戸内海へ流れる太田川水系流域が占める。

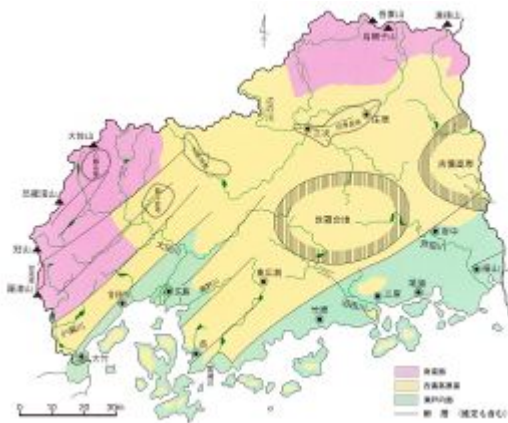


図 1.1.3 本県域の地形
(広島県立歴史民俗資料館作成図に修正)



図 1.1.4 本県域の河川流域

瀬戸内海は大小153の島嶼が集まる芸予諸島等の海域と島嶼等がほとんど無い灘(伊予灘, 安芸灘, 備後灘)と呼ばれる海域に分かれる。干満差が3~4mと大きく、干潟が多く分布する。島嶼間の瀬戸と呼ばれる狭い海峡では潮流が速い箇所が多い。

イ 地 質

石灰岩等の古生代から新生代にかけての堆積岩や中生代白亜紀に形成された火成岩(花崗岩, 流紋岩)が広く分布し,少量ではあるが変成岩も存在している。

県域に広く分布する「広島型花崗岩」は,風化により「まさ土」と呼ばれる侵食されやすい砂状の土壌へと変化している。

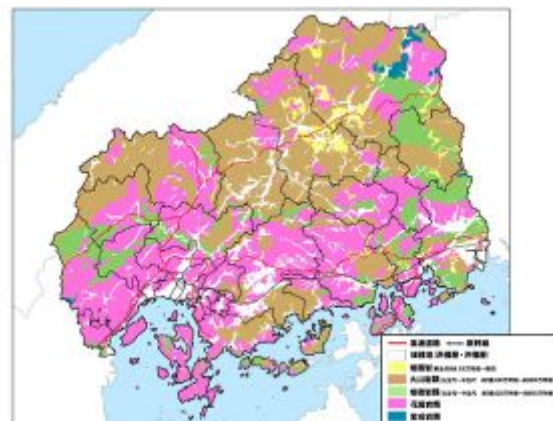


図 1.1.5 本県域の地質分布図
(資料 広島県立歴史民俗資料館)

(2) 気 候

夏・冬の季節風の影響を受けにくく、降水量が少なく晴天が多い瀬戸内海気候である。

気候上の地域差は大きく、県域北部と南部では、年間平均気温で5 前後、年間降水量で1,100mm 前後の差がある。県域北部は豪雪地帯に指定されている。



図 1.1.6 本県域の年間降水量平年値図

(資料 広島地方気象台 HP「広島県の地勢と気象」)



図 1.1.7 本県域の年間平均気温平年値図

(資料 広島地方気象台 HP「広島県の地勢と気象」
<https://www.jma-net.go.jp/hiroshima/siki.html>)

③ 自然災害

本県域では地震災害、風水害、干害、冷害、凍霜害、雪害などが生じている。

地震災害については、芸予地震を始めとする直下型地震による被害や安政南海地震など南海トラフ地震による家屋倒壊等の被害が記録され、長者原断層を始めとする断層活動の痕跡も報告されている。

風水害は土石流、がけ崩れ、氾濫、浸食などが全域で発生している。地形、土壌、気候その他の条件の違い(1)

及び(2)によって表れ方が異なり、「まさ土」(1イ)が広がる地域では土石流、がけ崩れが頻繁に発生する。また、瀬戸内海沿岸では台風等による高潮被害も頻発している。

干害は特に県域南部で、雪害は県域北部で被害が発生する場合が多い。



図 1.1.8 本県域の地形災害区分

(資料 広島県立歴史民俗資料館)

④ 動植物

本県域には 2,579 種の植物、4,931 種の動物が生息している。うち植物 44 種、動物 36 種は絶滅危惧種である。

動植物相は、前述の地形や気候上の地域差を反映して、脊梁面、吉備高原面又は瀬戸内面との間で違いがある。

ア 植物

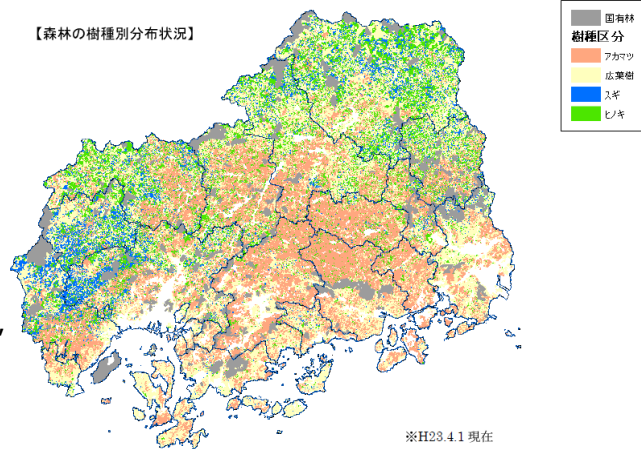
脊梁面は落葉広葉樹林のイヌブナ、シデ林、ブナ林、吉備高原面は中間針葉樹林のシ

参考文献 「環境白書 平成 12 年環境に関する年次報告」広島県 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/b/b3/hakusyo_h12/index.html

ラカシ、モミ・ツガ林、瀬戸内面は常緑広葉樹林のシイ林が極相である。

本県域の72% (61万ha) は森林だが、極相林の森林は厳島や中国山地の一部などごくわずかに残るのみで、森林の70%は、人為的要因により形成されたアカマツを主とする林が占める。このアカマツ林は、近年、アラカシやコナラ等の広葉樹林に変わってきたと言われる。

【森林の樹種別分布状況】



※H23.4.1 現在

図 1.1.9 本県域の森林の樹種別分布状況 (資料 広島県)

脊梁面では吾妻山などに代償植物としての草原も存在するが、放牧の中止により植物相が変化している。また、近年は山麓部を中心に竹林も広がっていると言われている。瀬戸内面の水生植物は、入江や干潟の消滅によって激減しているが、宮島では代表的な植物群落がそろうている。

自生のエヒメアヤメや絶滅のおそれのある野生生物「レッドデータブック」掲載種も生息する。このうち、広島県野生生物の種の保護に関する条例(平成6年条例第1号)の規定により保護されているのは次のとおりである。

指定野生生物種 ツルマンリョウ、オグラセンノウ、ヤチシャジン、ミズニラ

イ 動物

県域北部にはニホンザル、ニホンシカ、ツキノワグマ(本県域が本州最西分布地)等のほ乳類、クマタカ等の猛禽類などの野生動物が生息する。ヤマメ(天然記念物)やニホンモモンガも見られる。

高原地帯や低地帯にはシカ、イノシシ、ニホンタヌキが見られる。両生類のナゴヤダルマガエルやニホンヒキガエル、魚類のオヤニラミ、昆虫類のタガメやゲンゴロウなどが象徴的で、ヒョウモンモドキは本県域が国内最後の生息地となっている。

河川には、魚類では、瀬戸内海側の河川にサツキマス(アマゴ)が、江の川水系にはサクラマス(ヤマメ)が生息し、江の川水系や高梁川上流域にはイワナ(ゴギ)も見られる。江の川水系には、かつて、サケも遡上していた。また、希少な生物としては両生類のオオサンショウウオ(特別天然記念物)、貝類のカワシンジュガイ、魚類ではインドジョウ、スイゲンゼニタナゴが挙げられる。

瀬戸内海には、スナメリなどのほ乳類、アビ類(アビ、シロエリオオハム)やカンムリウミスズメ(天然記念物)などの鳥類、アジやイワシなどの魚類、ハクセンシオマネキ、チゴガニ、スナガニなどの甲殻類、フジツボなどの貝類、アマモなどの海藻類が生

参考文献 「広島県の森林・林業・木材産業」平成31年 広島県農林水産局

息する。河口干潟にはヒドリガモ、スズガモ、ホシハジロなどのカモ類やイカルチドリやダイセンなどのシギ・チドリ類が渡来し、ミサゴなどの猛禽類も河口から中流域にかけて見られる。また、ナメクジウオやカブトガニ、宮島の潮汐湿地の一部に棲むミヤジマトンボなどの学術的に貴重な生き物も生息している。

絶滅のおそれのある野生生物「レッドデータブック」掲載種で、広島県野生生物の種の保護に関する条例の規定により保護が図られている種は次のとおり。

特定野生生物種 ミヤジマトンボ
 指定野生生物種 ツキノワグマ(ほ乳類)、アビ類(鳥類)、スイゼンゼニタナゴ(淡水魚類)、カワシンジュガイ(淡水産貝類)、ダルマガエル(両生類)、ヒメシロチョウ(昆虫類)

アライグマ、ヌートリア等の外来生物による生態系への影響が懸念される一方、ニホンジカやイノシシ等による食害も報告されている。また厳島島内のニホンジカに対しては増加抑制策が行われている。

2 社会的状況

(1) 人口

平成8年に老年人口が年少人口を上回った後、平成10年の288万人をピークに減少に転じ、今後も減少する見通しである。また、少子高齢化も進んでいる。

瀬戸内海沿岸、特に広島市域への人口集中が進む一方で、県域北部や島嶼において過疎化が広範囲に進行している。

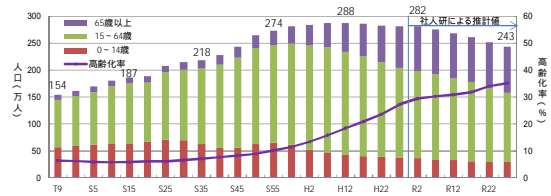


図 1.1.10 年齢3区分別人口の推移 (大正9年～令和27年〔見込〕)

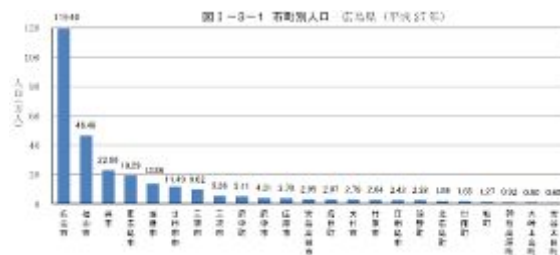


図 1.1.11 市町別人口 (平成27年)



図 1.1.12 本県域の過疎地域公示域 (資料 広島県)

(2) 産業・交通

ア 産業

名目県内総生産額のうち製造業の生産額は28.8% (平成29年) を占めている。

農業

県域は食料・農業・農村基本法 (平成11年法律第106号) 第35条で規定する中山間

参考文献 「広島県の森林・林業・木材産業」 平成31年 広島県農林水産局
 国勢調査 (統計局), 地域別将来推計人口 (国立社会保障・人口問題研究所)
 「広島県県民経済計算結果」 広島県

地域が全域の70%を占め(図1.1.13)、農業経営には厳しい環境にある。急斜面地の畑や棚田、また干害に備えたため池が多く造られている。

都市農業地域では広島菜を始めとする野菜花卉、近郊農業地域では米のほか果樹野菜、主要農業地域では米を中心に地域ごとに畜産(芸北)、米(西部山間)、米及び肉牛(備北)、米、和牛、こんにゃく等の工芸作物(東部高原)、米と畜産(中部台地)、レモンその他の果樹(島嶼部)など地域の特性を活かした生産が行われている。わけぎ、くわい、ネーブルオレンジ、レモンの生産は全国1位(平成28年)である。

林業

本領域の森林の92%は民有林で、その31%は人工林である。人工林の83%はスギやヒノキ林で、スギ林は太田川水系流域を、ヒノキ林は江の川水系流域を中心に分布する(図1.1.9)。

本県の製材品出荷量(110万^m³(平成29年))は全国一であり、大規模な製材工場が瀬戸内海沿岸に複数立地しているが、その原材料木の大半は輸入木材である。

水産業

瀬戸内海ではカタクチイワシ、タチウオ、マダイ、クロダイ、サワラ、タコ、アナゴなどが獲れ、アビ漁やタイ網漁などの伝統的漁法も知られている。広島湾のカキ生産を始め養殖漁業も盛んで、特にカキ生産は本県漁獲生産量の大半を占める。

河川ではアユなどが採られ、稚魚放流など資源維持のための取組も行われている。

鉱業

本領域では1(1)アで示す花崗岩、石灰岩のほか、ろう石等が産出し、帝釈峡地域を中心とする石灰岩の採掘や島嶼部の花崗岩切り出しは現在も行われている。

製造業

自動車、船舶等の輸送機械工業が中心で、石油化学工業、電子部品デバイス工業、鉄鋼業や木材・木製品工業も見られる。木綿生産と綿布製造に端を発するデニム産業、表装用金欄、ヤスリ、針や手縫い針、木製家具製造、練り物やデビラ(デベラ)等の干物にイリコ等の煮干しを始めとする水産加工業、広島菜漬け、日本酒など、特徴的な製造業も見られる。

伝統的工芸品

伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)で規定する伝統的

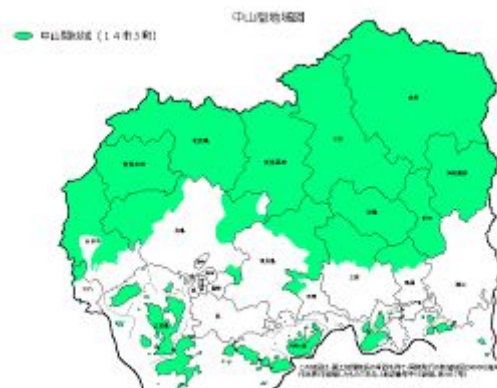


図1.1.13 本領域の中山間地域
(資料 広島県)

参考文献 「広島県農林水産業の動き」 令和元年 広島県農林水産局
「林務関係行政資料」 令和元年 広島県農林水産局

工芸品は、本県では次のものが見られる。（令和元年11月1日）

経済産業大臣指定伝統的工芸品【5品目】

熊野筆	
広島仏壇	
宮島細工	
福山琴	
川尻筆	

広島県指定伝統的工芸品【7品目】

一国斎高盛絵	広島県無形文化財
銅蟲	
三次人形	広島県無形文化財
宮島焼	
戸河内剝物	
戸河内挽物	
備後緋	

また、大竹の手すき和紙、手描きコイノボリ、廿日市の「廿日市張子」、福山の下駄、常石張子、備後筒描き等も知られている。

観光業

本県は、「厳島神社」と「原爆ドーム」の二つの世界文化遺産（39ページ）を始め、地域の特色ある歴史や文化、伝統、豊かな自然等、数多くの魅力ある観光資源を有しており、本県総観光客数は6,719万人（令和元年）、外国人観光客数は全体の約4.1%を占めるなど、国内外から多くの観光客が訪れている。

小売業

百貨店や大型小売店舗（スーパー、家電量販店など）の売り上げが高く、これらが集積する広島市や福山市を中心とする広域商業圏が形成されている。いわゆる商店街も市街地や新興住宅地に形成され、アーケードを持つものも見られた。

イ 交通

本県域では井桁状の高規格道路網や鉄道等による交通網が形成されている。また、広島圏域では路面電車、アストラムラインやバス等も加えた都市交通網が形成されている。

空路では広島空港があり、近隣には岡山空港や岩国飛行場もある。

航路では広島港（国際拠点港，特定港），尾道糸崎港（重要港），福山港（重要港），呉港（准重要港湾）や地方港湾が44港点在し、国内外航路輸送や島嶼等への旅客輸送網が形成されている。



図 1.1.14 本県域の交通網

参考文献 「林務期系行政資料」 令和元年 広島県農林水産局

3) 文化

ア 方言

本地域の方言、いわゆる「広島弁」は西日本方言のうち中国方言に属し、主に県域西部を中心とする「安芸方言」と県域東部を中心とする「備後方言」に分類される。

安芸方言は島根県域西部（以下「石見」という。）の方言や山口県域東部（以下「周防」という。）の方言と近い西中国方言に、備後方言は岡山県の方言に近い東山陽方言に位置付けられる。備後方言には愛媛県の方言と似通った要素があると言われ、出雲方言の影響を受けている地域もあるとされている。

イ 民俗

仏教信仰

本県域では、太田川水系流域から江の川水系流域西部にかけての広い地域で浄土真宗本願寺派に属する寺院や門徒が多く見られる。同地域の浄土真宗本願寺派は「安芸門徒」と言われ、講や盆燈籠のように当該地域の風習に強い影響を残している。

かつての西大寺流律宗を含む真言宗、天台宗、禅宗、日蓮宗、時宗などの信仰も色濃く見られ、特に尾道には各宗派の寺院が数多く立地している。岡山県域西部（以下「備中」という。）に近い地域では日蓮宗の寺院が多く見られる。

神道等の信仰

厳島神社の祭神に対する信仰（以下「厳島信仰」という。）は、瀬戸内海地域を代表する海神信仰の一つであり、その信仰圏は瀬戸内海航路を介して広島湾沿岸を中心に内陸部を含む本県域西部から愛媛県域西部、芸予諸島周辺に及んでいる。また、厳島信仰は弁財天信仰と習合して商業神的性格も加えることで全国的な名声を博し、「海上」という神社立地の特異性も相まって、多くの参詣客を集め、管絃祭などの祭礼時には特に賑わっている。厳島信仰に先行すると言われる大歳信仰もよく知られている。

住吉信仰、恵比寿信仰、大山祇信仰や金刀比羅信仰など他の海神信仰や稲荷信仰などの商業神信仰も港町や城下町、市町を中心に形作られ、文化財を生み出している。

荒神信仰も本県域全域で見られ、神楽等を通して現在でも広く親しまれている。

産業神信仰のうち金屋子神信仰は、かつてはたたら吹き製鉄関係者を中心に見られた。また、松尾信仰も酒造りの伝統とともに伝えられている。供養田植には出雲や鳥取県域東部（以下「伯耆」という。）との交流による大山信仰や大社信仰が認められる。

神 楽

本県域では、安芸十二神祇神楽、六調子（山県神楽）又は八調子（高田神楽）の芸北神楽、芸予諸島の神楽、備後神楽や比婆荒神神楽など（図 1.1.15）、多様な神楽が伝承されている。

芸北神楽は広島圏域北部、高田高原、豊平高原から佐伯高原北部にかけての農村で舞われている神楽である。高田神楽が阿須那手と呼ばれ、山県神楽が「石見神楽」と呼ば

参考文献 『広島県史』民俗編 昭和53年、地誌編 昭和52年
『広島県民俗地図』 昭和58年

れるように、石見の神楽との間で相互に影響を与えた形跡がある。

また、戦後、新舞と呼ばれる演劇性の高い神楽が作られている。

芝居の要素が強く、調子が早く舞も衣装も華やかであるため、特に新舞は愛好者数や競演大会などの公演機会が多く、小学校、中学校や高校でも教えられている。「神楽門前湯治村」等、観光資源としても活用されている。

国土地理院地図 平14総縮 第149号



ウ 食品

「広島菜漬け」を始め、「お好み焼き」、明治時代の技術革新により量産が始ま

った「日本酒」、明治時代に始まる「もみじまんじゅう」が全国的知名度を得ている。また、アナゴ料理やタイソバも知られてきている。「コイワシ」「イリコ」「デビラ(デベラ)」「チイチイいか」など海産物も豊富である。

江の川水系流域の一部には日本海側で水揚げされた「わに(サメ)」を食べる習慣が伝わる。

エ 地域間交流

○ 瀬戸内海の地域間交流

瀬戸内海は漁撈や製塩等の活動の場であるとともに、航路を介した交通交易の場として栄え、小方、厳島、草津、鹿籠渡、瀬戸、仁方、三ノ瀬、御手洗、竹原、三原、糸崎、尾道、瀬戸田、敷名や鞆などの港湾を中心に町が造られた。

この瀬戸内海航路を介した地域間交流は複数地域に及ぶ文化圏に影響を与えており、方言等の異同、厳島信仰や住吉信仰を始めとする様々な信仰の広がり、あるいは本県域と愛媛県北西部(伊予)域との間でよく似た民俗文化が見られる。港町の祭礼「ふとんだんじり」や「ちょうさい」にも広域的な共通性が認められる。

また、中国地方各地で見られる「いのこ」行事は本県域では瀬戸内海沿岸域を中心に分布し、西部では「いのこ石」を用いるなどの特徴が見られる。「とんど」のうち「神明」の名称は瀬戸内海沿岸中部で用いられている。

内陸の地域間交流

出雲、石見、伯耆や備中などの広域的地域と本県域との間には、たたら吹き製鉄の原料である砂鉄やたたら場で生産された和鉄、木材、干魚などが行き交い、相互に文化的影響を与え合っている。

備後圏域の江の川水系流域では石見との交流が認められ、特に、江の川水系流域西部

参考文献 三村康臣「広島的神楽探訪」平成16年 南々社

の高田高原では砂鉄、干魚などの物流がなされる傍ら、前述の神楽のような文化的交流がなされた。また、三次を中心に見られる「わに」を食べる習慣も江の川による日本海側との交易の産物である。

出雲と江の川水系流域との交流も顕著であり、物流では備北山地が出雲の魚行商圏に含まれていたほか、江の川水系流域の弥生時代後期の墓制を代表する「四隅突出型墳丘墓」が出雲で大型化した事実が知られている。

小瀬川水系流域など本県域西部と周防の山代地域との間でも人的・文化的交流が行われ、安芸十二神祇神楽では山代神楽の影響が指摘されている。

中国山地南麓、神石高原などでは、神儀や備後荒神神楽など、備中との共通性や影響が認められる。また、田植え行事のうち供養田植には出雲や伯耆との交流による大山信仰や大社信仰の影響が認められる。巖島信仰は降子信仰と重なり、在郷町を中心に舟管絃が行われている。

また、上記の地域間交流による文化的状況に加え、内陸部では前述「わに」を食べる習慣や三次人形を飾る習慣が特徴的な文化遺産として知られている。

3 歴史的背景

(1) 旧石器時代（後期旧石器時代）

本県域における人類の活動は、後期旧石器時代の初め近くまで遡る（冠遺跡群〔廿日市市〕など）。生活の中心は、打製石器を使用した狩猟採集であった。冠遺跡群は打製石器の材料である安山岩の産地に立地し、製作された石器は中国地方の広範囲に流通している。

(2) 縄文時代

氷河期の終焉に伴う気候や動植物相の変化により、人々の生活は引続き狩猟採集に基盤を置きながらも大きく変化した。帝釈峡遺跡群（庄原市、神石高原町など）では土器・石器・骨角器など各種道具類に加えて貝殻や動物骨が多く出土し、山間地域の生活の全体像を知ることができる。

縄文時代初頭、海水の浸入によって現在の瀬戸内海が形作られ、本県域でも海産資源に依存した生活様態が確認されている（太田貝塚〔尾道市〕、比治山貝塚〔広島市〕ほか）。

海運による広域の交流交易も活発となり、県内各地で香川県産サヌカイト、大分県姫島産や佐賀県腰岳産の黒曜石など遠隔地産石材を用いた石器が出土している。

(3) 弥生時代

縄文時代晩期から弥生時代にかけて、本県域にも急速に水田稲作農耕が普及した。金属器の利用も始まり、鉄器や青銅器が出土している（「安芸福田木ノ宗山青銅器」〔広島市〕など）。丘陵上や斜面に竪穴住居数軒で構成する集落が営まれる一方、神辺平野では環濠集落（亀山遺跡）、拠点集落が営まれた（大宮遺跡、御領遺跡）。

弥生時代中期末以降、江の川水系流域で四隅突出型墳丘墓が築かれ（陣山墳墓群〔三次市〕など）、広島湾岸の太田川水系下流域では河原石を用いた竪穴式石槨に大型鉄器を副

参考文献 『広島県史』 昭和48～59年、岸田浩之編 『広島県の歴史』
平成24年 山川出版社

葬する墳丘墓が築かれる（西願寺山墳墓群〔広島市〕）など、墳墓の大型化とともに地域の文化的相違が次第に顕在化するとともに、地域社会のまとまりの明確化と社会的・経済的な階層構造の複雑化を示す例が現れる。また、後期には、大型の四隅突出型墳丘墓（矢谷古墳〔三次市〕）から出雲系土器や吉備の特殊器台・特殊壺が出土した例（「広島県矢谷古墳出土品」）など、本地域の文化が地域ごとに出雲や吉備等のクニの影響を受けていた様子がうかがわせる例も認められる。

4) 古墳時代

本県域では、約1万1000基の古墳が確認され、その3分の1の約3,000基が三次盆地に集中する（浄楽寺・七ツ塚古墳群〔三次市〕等）。

多くは直径10m程度の円墳であるが、交通の要衝を中心に規模の大きな前方後円墳（二子塚古墳〔福山市〕、三ツ城古墳〔東広島市〕、甲立古墳〔安芸高田市〕、辰の口古墳〔神石高原町〕等）が築かれている。墳丘築造や埴輪製作の技術に畿内政権との強い関係を窺わせる古墳（甲立古墳、辰の口古墳など）がある一方、箱型石棺を埋葬主体部に採用するなど独自性の強い古墳（三ツ城古墳）も認められる。

6世紀以降は横穴式石室を主体部とする古墳が出現、普及する。県南東部には吉備地域の特徴とされる大型石材を用いた長大な横穴式石室（二子塚古墳等）や、畿内政権との関係が指摘されている切石積の石室や家形石棺を備えた古墳（御年代古墳〔三原市〕等）があるほか、北部では須恵器の破片を床面に敷き詰めた「須恵器床」をもつ古墳（法恩寺南古墳〔安芸高田市〕等）などの地域性も認められる。また、6～7世紀には形象須恵器（「亀形須恵器」〔安芸高田市〕など）や装飾須恵器（「田上2号古墳出土品」〔福山市〕）が副葬された例がある。

この時代の集落の立地や規模等は弥生時代と大差が無いが、瀬戸内海沿岸では大規模製塩遺跡（満越遺跡〔尾道市〕）が、中国山地では鍛冶遺構を伴う集落遺跡が確認されている。6世紀後半には製鉄が始まり（カナク口谷製鉄遺跡〔世羅町〕）、須恵器生産も6世紀には本県域の数箇所が始まる。

6世紀末、中国大陸の政治制度を基に古代国家が整えられていく。7世紀後半以降古代国家により仏教信仰が推奨され、本県域でも有力者による寺院建設が活発になる（横見廃寺跡〔三原市〕、寺町廃寺跡〔三次市〕等）。これらの寺院には、奈良県檜隈寺と同范の瓦が出土するなど畿内とのつながりが認められる寺院（横見廃寺跡）がある一方、中国地方の限られた範囲にのみ分布する「水切り瓦」を用いた例（寺町廃寺跡）など、畿内を介在しない様相を見出すこともできる。

5) 奈良時代

本県域には安芸国及び備後国が置かれ、安芸及び備後国府（備後国府跡〔府中市〕）、各郡の郡家（下本谷遺跡〔三次市〕）、駅家や国分寺（安芸国分寺跡〔東広島市〕、備後国分寺跡〔福山市〕）などが整えられた。条里制施行に係る土木工事が行われ、福山市北

部等でその痕跡が指摘されている。県域南部を東西に縦貫する古代山陽道も建設され、沿道には瓦葺の駅館が置かれた。

海運史では鞆が泊として万葉集に登場する。同じく万葉集に見える「長門島船泊」は倉橋島のことと言われ、遣唐使船建造地伝説がある「万葉集遺跡長門島松原」も伝えられている。

この頃、本県域の郡から平城京に鍬等の鉄製品や銅が調として送られている。

〔6〕 平安時代

9世紀以降、本県域の有力者たちが自ら田地を開墾し、実力を培っていく。同じ頃、本県域でも山岳寺院や神社が造られ、仏像（「木造十一面観音立像」〔浄土寺、明王院、廃法恩寺仏像収蔵庫その他〕ほか）や神像（「木造僧形八幡神坐像」等〔御調八幡宮〕その他）が安置された。11世紀以降、地域の有力者が開墾地を中央貴族や寺社に寄進し、大田庄（世羅町）などの荘園が設置される。

9世紀後半から10世紀にかけて年貢等の海運が始まり、本県域にも海運従事者が現れる。11世紀、米や塩などの荘園の産物は太田川河口など瀬戸内海沿岸の倉敷地に集積され、そこに住む楫取等が海運で京都に輸送した。鉄生産は県域西部でも見られるようになる。

11世紀中頃から12世紀初めにかけて、田所氏など在外官人が実務を担うようになる（「田所文書」〔府中町〕）。12世紀、瀬戸内海沿岸を始めとする西日本で勢力を培った平清盛を中心とした平氏が厳島神社を信仰し、現在につながる厳島神社社殿群（廿日市市）の建造を行うとともに、「平家納経」を始めとする優れた文物を数多く奉納した。平家にまつわる伝説は本県域各地に伝わる（伝清盛塚〔呉市〕ほか）。嘉応元年（1169年）尾道に大田庄の倉敷地が設定され、敷名（福山市）などの泊もこの頃の記録に登場する。

この頃の記録に、備後河北荘や大田庄に対して畳等の貢納を求めた記事があり、本県域でい草生産や畳生産が行われていたことが分かる。

〔7〕 鎌倉時代

鎌倉幕府の下、小早川氏や長井氏などの西遷した鎌倉御家人が、地頭職を足掛かりに、各荘園の実権掌握を進め、地頭と荘園領主の間の下地中分を示す史料や形跡が残る。

13世紀後半～14世紀、日本列島の物流が活性化すると、瀬戸内沿岸各地に港湾集落（尾道、鞆、草戸千軒町遺跡〔福山市〕）が現れ、そこに住む商人、金融業者、刀匠などの手工業者によって活発な経済的活動が行われる。その活動範囲は中国大陸との物流ルートにも及び、港湾遺跡の出土品や寺院の伝世品に中国大陸の遺品が数多く認められる（「孔雀そう金経箱」〔浄土寺、光明院〕など）。また、西大寺流律宗（浄土寺本堂、明王院本堂、光明坊十三重層塔ほか）、法燈派禅宗や時宗（紙本白描遊行上人絵ほか）など民衆信仰を基盤とする教えも港湾集落を中心に広まり、民衆による寺院建立（紙本墨書定証起請文ほか）や造像が進められた。

13～14世紀、製鉄がさらに活況を呈し（槇ヶ原製鉄遺跡〔13世紀中頃〕、坤束製鉄遺跡

〔13～14世紀〕など、庵島社領荘園の中には鉄を貢進する村も現れる。安芸のクレ(樽)、「備後筵」(備後表)など特産品が現れたのもこの時代である。

⑧ 室町時代(南北朝・室町・戦国時代)・安土桃山時代

南北朝時代、武士による実権掌握が進み、山名氏など守護大名が国単位の支配を強めていく。室町時代には武士が荘園領主と荘園住民の間に入り、荘園領主が武士を代官に任命する例や荘園住民が結束して武家代官を拒否する例も現れる(「紙本墨書浄土寺文書」)。

南北朝時代から室町時代にかけて、海外交易、国内物流が活発化し、博多商人(「鑄銅製釣燈籠」)を始めとする商人の往来が見られるようになると、守護大名や武士たちは商人たちと連携して物流や海外交易に関わるようになり、自ら舟運に関わる者も現れる。瀬戸内海に基盤を置く武士による海上権益設定も進み、海賊とも呼ばれるようになった彼らの中から後の因島、能島、来島の三島村上氏が現れる(「紙本墨書因島村上家文書」ほか)。瀬戸内海航路の船の大型化が進み、高崎など本県域の港に在籍する大型船が遣明船に用いられた。製塩技術も発達し、年貢として塩を納める島嶼部の荘園も現れる。この時代には、製鉄が瀬戸内地域(東永谷製鉄遺跡〔15～16世紀、竹原市〕)や賀茂台地でも行われている。

戦国時代には、中央政界の混乱が本県域にも波及し、国人領主たちは城館(「毛利氏城跡」〔安芸高田市〕「吉川氏城館跡」〔広島市〕ほか)を置くなど自らの軍事力強化に努めるとともに、あるときは国人一揆を結び、あるときは分かれて大内氏(周防長門)を始めとする周辺の守護大名や戦国大名に与して争った。その中で、16世紀初め以後、毛利元就が頭角を現して国人領主たちの中心的人物となり、16世紀後半には毛利元就、毛利隆元、吉川元春及び小早川隆景等の毛利氏が大内氏、尼子氏(出雲)を降し、中国地方西部を中心とする戦国大名に成長する。安土桃山時代、毛利輝元は豊臣政権下の大大名として活動する傍ら、広島城(広島市)築城を始めとする領国経営を推し進めた。

15世紀、浄土真宗は備後から次第に布教活動を広め、16世紀には安芸門徒につながる集団が形成されていたと推定される。15世紀には日蓮宗も教線を拡大する。16世紀後半、ヨーロッパ人来日とともにキリスト教が我が国に伝わり、宮島など本県域にもキリスト教信者が現れる。

産業では、製鉄が本県域の広い範囲で行われるとともに、中国山地で後のたたら吹き製鉄につながる技術が登場した。廿日市鑄物師(「銅製鰐口」〔廿日市市〕)を始め、宇津戸や忠海など県域各地で鑄物師の活動が見られるようになる。尾道石工のような地域特有の優れた技術者が現れ、県域を超えた活動が認められる。また、この頃には備後表などの特産品が全国的な名声を確立する。

⑨ 江戸時代

広島藩領(藩主 浅野氏)、福山藩領(藩主 水野氏、阿部氏ほか)、天領(「天領上下代官所跡」〔府中市〕)や中津藩領が設定された。広島藩や福山藩は地域経済拠点とし

て広島城下、福山城下を整備する。

17世紀、中世的豪農経営の解体と中小農自立が進むとともに、藩による新田開発等の農業生産力増強が進められた（「本庄重政墓」「草深の唐樋門」〔福山市〕）。また、い草栽培、木綿栽培が普及した。

工業生産技術の発展も見られ、製鉄業では、17世紀中頃の大鍛冶場等分業体制普及、17世紀末の天秤ふいご導入などによりたたら吹き製鉄の生産量が飛躍的に増大した。この頃には鉄穴流しも盛んになったと思われる。加計隅屋など大規模に製鉄業を営む者も現れる。

製塩業では入浜式塩田が普及し、竹原や松永などで大規模な塩田経営が行われて生産量も増加した（「本庄重政墓」〔福山市〕）。畳表の生産では中継ぎ表の開発を始めとする技術の改良が見られ、幕府御用表を中心に販路を全国に拡大した。

これらの産物は17世紀中頃までに整備された全国的航路網によって江戸や大坂などの消費地に送られるようになった。航海技術も発達し、従来の地乗り航路に加えて沖乗り航路が開発されて鹿老渡（呉市）や御手洗（呉市）が発展した。

西国街道や銀山街道などの陸路も整備され、街道沿いの宿や在郷町が発展する。

また、町人たちの経済力向上に伴い、町人の間に闇齋学・垂加神道を奉じる者（榑崎正員〔「榑崎正員之墓及関係遺跡」〔三原市〕〕、「植田良背之墓」〔広島市〕）や俳諧などの文芸をたしなむ者（多賀庵風律）が現れた。

一方、産業の活性化等は環境に大きな負荷を与えたと思われ、この頃以後、河川の氾濫や土砂災害の記録が増える。このような災害に対し、広島藩では太田川上流での鉄穴流し禁止や山林保護を目的とする規制、福山藩では山林保護を目的とする規制のほか砂留築造等の措置がとられた。

18世紀、田地や資本を集積して大規模経営を行う豪農商が現れる一方、経済格差も拡大し、年貢増徴や新税創設に反対する一揆や打ちこわしなどが頻発する。このような社会情勢の中で、藩は備荒貯麦を目的とする社倉設置（「三次社倉」〔三次市〕「下筒賀の社倉」〔安芸太田町〕「大浜の社倉」〔呉市〕）等の施策を進める一方、藩財政の立て直しの一環として塩などの国産奨励策、鉄山藩営化の推進、学問所や弘道館での藩士教育に取り組んだ。寺子屋も現れ、私塾（「廉塾ならびに菅茶山旧宅」〔福山市〕「石泉文庫及塾・僧叡之墓」〔呉市〕など）も開かれた。俳諧等の文芸をたしなむ者が増え、多くの文人（菅茶山、頼春水など）や学者（星野良悦「身幹儀（星野木骨）」その他）が活躍した。宮島等の名所が全国的に知られるようになり、参詣客が集まるようになった。

19世紀には豪農商の資本蓄積と経済格差がさらに進む一方で、義倉のような豪農商を中核とする社会事業も行われるようになる。

また、誠之館などの藩校が整備され、民間の教育者たちも数多く活躍した（「野坂完山之墓」〔東広島市〕「馬屋原重帯の寿蔵碑」〔福山市〕ほか）。頼山陽などの文人が輩出している。

たたら吹き製鉄は最盛期を迎え、各地で高殿たたらが経営された(「加計隅屋鉄山絵巻」)。本県域のたたら吹き製鉄の主流は銑鉄生産で、包丁鉄等の製品は江の川や太田川などの河川水運を利用して集積、搬出された。鉄穴流しの遺跡(「六の原製鉄遺跡」〔庄原市〕、吾妻山周辺ほか)も多く残り、鉄穴流しの跡を活かした耕作地(比和町三河内地区、三次市粟屋地区など)も見られる。石見産砂鉄や燃料を使用する者も現れる。

木綿生産を背景として備後緋も登場し、急速に流通販路を拡大した。

17世紀～19世紀初頭に12回来日(うち1回は対馬で差し止め)した朝鮮通信使は瀬戸内海航路を往復する間に鞆(「朝鮮通信使遺跡 鞆対潮楼」)や三ノ瀬(「三ノ瀬朝鮮信使宿館跡」)に寄港し、港の住民や文人等との交流を通じて本県域の文化に影響を与えた。

瀬戸内海の船舶の大型化も進み、鞆や御手洗では波戸築造を始めとする港湾整備事業が行われた(「住吉神社本殿・瑞垣及び門」〔呉市〕)。

(10) 明治・大正・昭和時代前期

明治4年(1869)の廃藩置県の後、明治9年(1874)に本県域が確定した。

明治時代初め、明治政府は殖産興業政策を進め、その一環として、本県域には官営広島紡績所(明治15年。同年払い下げ。「官立綿糸紡績工場跡」〔広島市〕)や官営広島鉄山が設置された。明治17年には千田貞暁によって宇品港築港事業が着工された(竣工 明治22年)。

同じ頃、本県域には広島鎮台(明治8年設置。明治21年、第5師団に移行。)や呉鎮守府(明治22年設置)を始めとする軍の部隊、官衙が置かれた。日清戦争では、広島が中国大陸への派兵拠点として重視され、広島大本営が開設された。日清戦争後の軍拡では広島、忠海、福山に部隊が新設されるとともに、広島には陸軍被服廠広島出張所(後、広島陸軍被服支廠)等の陸軍の兵站施設群が、呉には海軍工廠が設立された。広島、呉は軍都としての性格を強め、軍による軍需品調達で地元経済を潤した。

また、宇品港や山陽鉄道など港湾施設や鉄道の充実により、中国地方の政治経済に占める広島の役割が徐々に大きくなった。江の川水運による日本海側との物流も活性化し、穀類・銑鉄・鋼・苧・紙・楮・木材が運ばれた。

たたら吹き製鉄は輸入鉄にシェアを奪われながらも官営広島鉄山による角炉丸炉等の技術開発の努力や軍需に支えられて一定量を生産した。幕末に始まる備後緋の製造販売は全国に拡大、同じくこの頃までには葉物野菜も栽培普及と近畿地方への出荷拡大がなされた。

この時期には近世的な村落社会の解体が進み、村落からの労働人口の流出が起こった。1885年以降には、本県域からハワイ、アメリカ本土、ブラジル等への出稼ぎや移民が現れ、急速に増加した。このような人口流出に対し、1890年代には、山本滝之助を中心に地域に残る青年層の教育を目的とした青年団活動が始まり、全国に広まった。

1900年前後～1930年頃、日露戦争前後の軍拡と第一次世界大戦後の軍縮(軍備整理)の間も軍の施設の整備は続けられ、大久野島には毒ガス工場が設けられた。軍や産業の興隆

による労働力流入で人口が急増した広島など都市部では水道などのインフラ整備が進められた（「本庄水源地堰堤水道施設」〔呉市〕ほか）。製品開発，技術向上，販路拡大の拠点として広島県物産陳列館（後の原爆ドーム）が建てられた（1915年）のもこの頃である。交通では，軽便鉄道や地方線による鉄道網，路面電車やバスなどの都市交通網の充実が進む。瀬戸内海航路では機帆船の導入が進み，石炭や雑貨の輸送に用いられた。鞆等の港は機帆船航路の拠点として機能し，施設整備も行われた。

産業では，たたら吹き製鉄が1920年代に急速に終焉を迎えた一方で，オート三輪などの製造，緋製造の拡大や葉物野菜「広島菜」の栽培普及が見られた。

1930頃～1945年，昭和6年（1931）満州事変，昭和12年（1937）日中戦争，昭和16年には太平洋戦争が始まる。戦時体制のなか広島等も兵站拠点としての役割を果す。昭和20年（1945）空襲が始まると，呉（7月1日），福山（8月8日）は戦略爆撃によって市街地の大半が焼失，昭和20年8月6日には広島に原子爆弾が投下され，広島は壊滅した（「原爆ドーム」）。原子爆弾による人的被害は昭和20年中に約14万人に及んだと推定されている。

III 昭和時代後期

インフレのなかで戦災被災地を中心に再建が図られ，昭和21年に特別都市計画法が制定されると広島，呉，福山も復興対象都市に指定され復興都市計画が進められた。昭和24年には広島平和記念都市建設法が制定されて同法による復興事業が始まる（「平和記念公園」「広島平和記念資料館」）。昭和25年には旧軍港都市転換法が制定され，呉では軍需工場跡地転換を中心に造船，鉄鋼生産が復興していく。1950年代には自動車生産が本格化し，1960年代までは備後緋を始めとする繊維産業も活況を呈していた。

1950年代以降，ノーモアヒロシマを掲げる反核運動が起こり，国際平和都市として発展している。

高度成長期には造船，鉄鋼，自動車など重厚長大産業が経済のけん引役となる一方，都市部への人口集中と過疎化が進む。山陽新幹線開通，高速道路開通や航空路開設など都市間長距離輸送網が充実する傍ら地域間民間鉄道の廃止やバス転換が見られるのもこの頃である。公害問題が発生し，地域住民による改善要求と企業その他による公害対策が進められた。

4 歴史文化の特徴

瀬戸内海，高原地帯と中国山地の豊かな自然，人々のくらしと交流のなかで，多種多様な文化遺産が育まれ，伝えられています。

中国山地の寒冷な気候から瀬戸内海の温暖少雨の気候まで，多様で美しい自然が残されています。

豊かな自然を背景に，たたら吹き製鉄，塩業などの生産が盛んに行われ，現在も製造業が盛んです。

瀬戸内海航路を介する広域の交流交易が盛んに行われ、中国大陸や国内の各地から様々な文物が伝わっています。

地域固有の文化に各地の文化的影響が加わって、多様な文化的様相を示しています。

陸路や河川を介する地域間交流の影響を受けながら、独特の豊かな伝統文化が培われています。

第2節 広島県の文化財の概要と特徴

1 文化財の体系

法が示す体系は次のとおり。

有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料。このうち、建造物を除いたものを美術工芸品と総称する

無形文化財 演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの。

民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。その形態から有形民俗文化財と無形民俗文化財に区分される。

記念物 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。

文化的景観 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもので、「景観法」の規定により都道府県又は市町村が保存の措置を講じるもの。

伝統的建造物群 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもので、「都市計画法」又は条例の規定により市町村が定めたもの。

また、法は、上記文化財に加え、土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）や文化財の保存技術も保護の対象としている。

埋蔵文化財 土地又は水中に埋蔵されている文化財。一般に、遺跡又は遺物と呼ばれる。

文化財の保存技術 文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技法。

2 文化財の保護制度

文化財には、法の規定により保存の措置が図られているものや法の規定に拠らない制度により保存・活用が図られているものがある。

(1) 法の規定による保存の措置

ア 概要

法の規定による文化財の保存の措置は、文化財のうち重要なものを対象に国又は地方公共団体が指定、選定、登録又は選択（以下「指定等」という。）し、所有者等の行為に対し現状変更の制限その他の一定の制限を課す一方、保存修理、文化財の毀損亡失の予防や被害規模の限定（以下「防災」という。）を目的とする設備（以下「防災設備」という。）の設置その他、保存に必要な措置や活用のための措置に対し指導助言や補助金の交付その他の支援を行うことでなされる。

指 定	有形文化財，無形文化財，民俗文化財及び記念物のうち特に価値が高く，重要なものを対象として，恒久的な保護措置を図るために行う行為
	法の規定により国が指定する文化財（以下「国指定文化財」という。）及び法の規定に基づく条例の規定により県が指定する文化財（以下「県指定文化財」という。）又は市町が指定する文化財（以下「市町指定文化財」という。）がある
選 定	文化的景観及び伝統的建造物群のうち重要なもの及び文化財の保存技術のうち保存の措置を講ずる必要があるものを対象として，国が文化財の保存のため必要な措置に対し支援する対象を特定するための行為
登 録	指定制度を補完するため，文化庁長官が，国指定文化財以外の有形文化財又は記念物のうちから，その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものに対し保護措置を図るために行う行為
選 択	無形文化財又は無形民俗文化財に係り国指定文化財以外のうち記録作成，保存，又は公開の措置を要する文化財を「記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財（民俗文化財）」として特定し記録作成等を支援するために行う行為

指定等がなされた文化財の保存・活用の責務は法第31条第1項ほかの規定により所有者等が担い、国及び地方公共団体は所有者等に対する指導助言、補助金の交付（以下「補助事業」という。）その他の支援をする責任がある（2～3ページ）。

このほか、埋蔵文化財について、法は地方公共団体に対し「周知の埋蔵文化財包蔵地」の周知努力を求め、開発行為者等に対し開発の事前届出、新たに遺跡を発見した場合の届出等や出土遺物（出土品）の所轄警察署長への提出を義務付けている。また、都道府県、政令指定都市等の教育委員会には、やむをえず遺跡を現状のまま保存できない場合の事前の発掘調査と記録保存の実施が求められ、開発事業者に対し、原則として、その経費負担等の協力を求めている。

なお、上記の埋蔵文化財保護に係る業務について、地方公共団体は専門知識と豊富な実務経験を有する埋蔵文化財専門職員を配置し、担当させている。

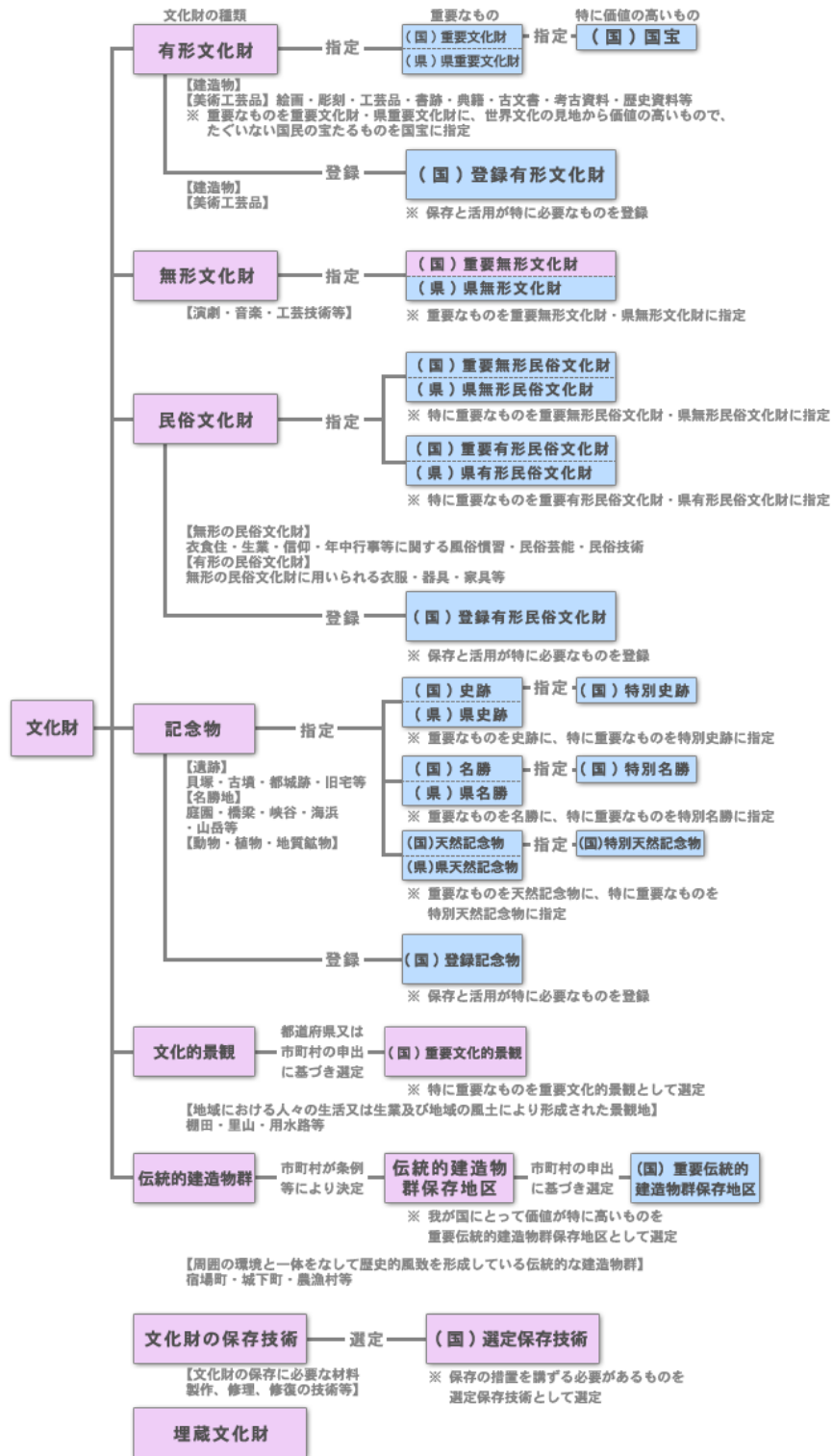


図 1.2.1 法が示す文化財の体系

イ 広島県の文化財の指定等の状況

本県域に所在する国指定，県指定及び市町指定文化財の件数は表1.2.1のとおりである。

表1.2.1

国指定・県指定・市町指定文化財等件数一覧

平成31年4月18日現在

国指定文化財		県指定文化財		市町指定文化財		
種別(種類)	件数	種別(種類)	件数	種別(種類)	件数	
国宝	建造物	7				
	絵画	2				
	工芸品	16				
	書跡・典籍・古文書	1				
	小計	26				
重要文化財	建造物	56	建造物	45	建造物	264
	絵画	11	絵画	51	美術工芸品	845
	彫刻	44	彫刻	92		
	工芸品	61	工芸品	55		
	書跡・典籍・古文書	20	書跡・典籍・古文書	51		
	考古資料	4	考古資料	18		
	歴史資料	4	歴史資料	4	小計	1109
小計	200	小計	316			
重要無形文化財	0	無形文化財	3	無形文化財	11	
重要有形民俗文化財	7	有形民俗文化財	5	有形民俗文化財	32	
重要無形民俗文化財	4	無形民俗文化財	67	無形民俗文化財	119	
記念物	特別史跡・特別名勝	1				
	特別史跡	1				
	特別名勝	1				
	特別天然記念物	1				
	史跡	25	史跡	125	史跡	352
	名勝	7	名勝	6	名勝	16
	天然記念物	15	天然記念物	116	天然記念物	380
名勝天然記念物		名勝天然記念物	1			
小計	51	小計	248	小計	748	
合計	288	合計	639	合計	2019	
重要伝統的建造物群保存地区					3	
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財					11	
選定保存技術					1	
登録文化財	登録有形文化財				250	
	登録記念物				3	

指定の別毎の傾向

(7) 国指定等文化財

国指定等文化財は、文化庁がその文化財的価値を認めることで指定等がなされる。

国指定文化財に重文が占める比重が高い

本県域に所在する国指定文化財 288 件のうち重文の割合 78.5% (226 件)
 * 国指定文化財に占める重要文化財の比重は全国的な傾向よりやや高い。

瀬戸内海沿岸の市町に所在する国指定文化財が多い (図 1.2.2 及び 1.2.3)

瀬戸内海沿岸の市町 (以下「沿岸市町」という。)のほか、内陸の市町 (以下「内陸市町」という。)では世界無形文化遺産「壬生の花田植」を始めとする重要無形民俗文化財、有形民俗文化財や天然記念物等が所在する北広島町、重要無形民俗文化財「比婆荒神神楽」「塩原の大山供養田植」等が所在する庄原市で国指定文化財が多い

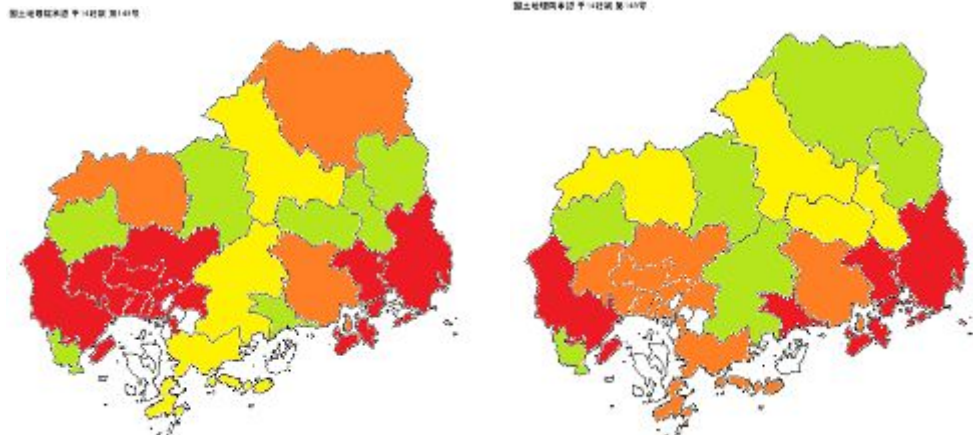


図 1.2.2 市町別国指定等文化財所在状況 (件数 登録文化財除く) 図 1.2.3 市町別国指定等文化財所在状況 (1km²当たりの件数 登録文化財除く)

凡例
 19 件以上
 7 件以上～19 件未満
 13 件以上～19 件未満
 1 件以上～7 件未満
 所在無し
 ※平均所在件数 11 件

凡例
 0.05 件以上
 0.02 件以上～0.03 件未満
 0.03 件以上～0.05 件未満
 0.02 件未満
 所在無し
 ※平均所在件数 0.03 件

a 有形文化財

建造物及び工芸品の比重が高い。

所在重文 226 件に建造物が占める割合 27.8% (63 件) (全重文に占める建造物の割合 18.9%)
 所在重文 226 件に美術工芸品が占める割合 28.3% (64 件) (全重文に占める工芸品の割合 18.6%)

瀬戸内海沿岸に所在する文化財の比重が高い。

所在国宝は廿日市市、尾道市及び福山市に、所在重文は廿日市市、広島市、尾道市及び福山市に多い。特に厳島神社を擁する廿日市市と大寺社が所在する尾道市は 1km²当たりの所在件数でも突出している。

所在国宝 26 件のうち瀬戸内海沿岸の市町に所在する国宝の割合 100% (26 件)
 所在重文 226 件のうち瀬戸内海沿岸の市町に所在する重要文化財の割合 92.9% (210 件)
 所在重文建造物 63 件のうち瀬戸内海沿岸の市町に所在する建造物の割合 87.3% (55 件)
 所在重文美術工芸品 163 件のうち瀬戸内海沿岸の市町に所在する美術工芸品の割合 95.0% (155 件)

寺院や神社、特に厳島神社が所有する文化財の比重が高い。

特に厳島神社が所有する文化財が多く、次いで浄土寺など尾道の寺院の文化財が多く指定されている。

所在重文 226 件のうち寺院や神社が所有する重文の割合 79.6% (180 件)
 厳島神社が所有する「平家納経」を始めとする国宝及び重文の件数 国宝 11 件、重要文化財 66 件

(a) 建造物

中世建築が占める比重が高い。また、寺社建築が多い。

本県歴史と文化を物語る文化財が指定されている。

考古資料 「安芸福田木ノ宗山出土青銅器」「広島県草戸千軒町遺跡出土品」「広島県矢谷古墳出土品」など、
歴史資料 「身幹儀（星野木骨）」「菅茶山関係資料」が挙げられる。

b 無形文化財

重要無形文化財保持団体は無く、保持者は能楽等の団体に属する者である。

c 民俗文化財

指定件数は有形文化財と比して少ないが、所在文化財に占める割合は全国的な傾向とそん色は無い。

所在国指定文化財 288 件に民俗文化財が割合 (全国の国指定文化財に民俗文化財が占める割合)	有形 2.5%, 無形 1.4% 有形 1.2%, 無形 1.8%)
--	---------------------------------------

(a) 有形民俗文化財

本県域の山間地域の生活を物語る

資料群が多い。

5 件は内陸市町にあり、特に北広島町に 3 件所在している。瀬戸内の民俗生活に係る指定は無い。

「樽床・八幡山村生活用具および民家」など不動産も含まれる。

「江の川流域の漁撈用具」は全国 4 件しかない川漁に係る用具のコレクション、「湯ノ山明神旧湯治場」は「民俗知識に関して用いられるもの」として指定された温泉に係る文化財、「はきものコレクション」は学術的に高い価値を持つ全国規模のコレクションである。



図 1.2.5 国指定及び県指定の有形民俗文化財の分布

指定基準「生産、生業に用いられるもの」による指定	3 件
指定基準「衣食住に用いられるもの」による指	2 件

(b) 無形民俗文化財

世界無形文化遺産「壬生の花田植」や「比婆荒神神楽」など 4 件ある。庄原市、安芸高田市及び北広島町に所在し、瀬戸内海に係る指定は無い。

4 件のうち 3 件は基準「民俗芸能」により指定され、そのうち「比婆荒神神楽」は国指定を受けている全国 39 件の神楽のなかでも、採物神楽(手に道具を持って舞う神楽)の一つとして地方的特色が顕著で重要なものとして指定されている

大田植行事が指定されている。

「民俗芸能」3 件のうち「安芸のはやし田」及び「塩原の大山供養田植」は全国的にも希少となった大田植行事である。

同じく大田植行事「壬生の花田植」は基準「風俗慣習」により指定されている。

d 記念物(史跡・名勝・天然記念物)

指定件数は有形文化財と比して少ないが、所在文化財に占める比重は全国的な傾

向(18.5%)とほぼ同じである。

(a) 史跡

世界文化遺産(史跡)「原爆ドーム」、特別史跡・特別名勝「巖島」、特別史跡「廉塾ならびに菅茶山旧宅」がある。

縄文時代から近代に至る幅広い年代の、本県特有の遺跡が指定されている。

岩陰遺跡から近代被爆遺跡まで多種多様な遺跡27件が指定されている。四隅突出型墳丘墓や原爆ドームなど、中国地方あるいは本県固有の史跡も含まれる。指定地内の建造物を重要な要素として指定された物件もある。

所在史跡27件のうち古墳6件、弥生時代の墓群や墳丘墓3件(計9件 割合33%)
所在史跡27件のうち城跡6件 うち毛利氏、吉川氏及び小早川氏に係る城跡4件

基準のうち「社会・生活に関する遺跡」、「経済・生産活動に関する遺跡」や「外国及び外国人に関する遺跡」に当たる指定は無い。

(b) 名勝

本県域の生活や文化に係る文化財が指定されている。

「巖島」は全国でも7例しかない特別名勝及び特別史跡であり、自然と人々の生活が作り上げた独特の環境が高い評価を得ている。

「縮景園」等5件は「公園、庭園」に係る名勝であり、中世庭園、近世大名庭園、現代都市公園等多岐にわたる。

「鞆公園」は「公園、庭園」「砂丘、砂嘴、海浜、島嶼」に当たり、自然と人々の生活が作り上げた環境が指定対象となっている。



図 1.2.6 国指定及び県指定の名勝の分布

「三段峡」と「帝釈川の谷(帝釈峡)」は基準「三．花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所」「五．岩石、洞穴」「六．峡谷、瀑布、漢流、深淵」による名勝で、特に三段峡は全国で12例ある自然に係る名勝の一つで、特別名勝に指定されている。

(c) 天然記念物

世界文化遺産「巖島神社」を構成する「瀨山原始林」等16件が指定されている。

天然記念物の内訳 植物6件、動物6件、地質4件

地域を定めない指定の事例がある。

自然と人の生活に係る事例が指定されている。

基準「(三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚」により指定されている「アビ渡来群游海面」は、伊予灘(10ページ)のアビ漁の漁場でもある。

中国山地や瀬戸内海の自然を物語る文化財が指定されている。

「瀨山原始林」は瀬戸内面の極相林，「比婆山のブナ純林」は脊梁面の極相林（12 ページ）で代表的原始林，稀有の森林植物相として指定されている。

「熊野の大トチ」は我が国有数のトチの巨木，「忠海八幡神社社叢」は瀬戸内の温暖な気候のなかで地域が守ってきたモッコク等の貴重な群落である。

「大朝のテングシデ群落」はイヌシデの変種であるテングシデの自生地が「珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地」として指定されている。

「船佐・山内逆断層帯」は中国山地や瀬戸内海形成史を物語る資料として，「押ケ峠断層帯」は断層地形の典型として知られ，「久井・矢野の岩海」は花崗岩風化後の巨大岩礫が残留堆積した「風化及び侵蝕に関する現象」として指定されている。雄橋は「地震断層など地塊運動に関する現象」，「洞穴」，「風化及び侵蝕に関する現象」を示す文化財として指定されている。

過疎地域に所在する文化財が多い。

16 件中 9 件は過疎地域に所在する。

e 文化的景観

県域には農林水産業（15 件）や採掘・製造，流通・往来及び居住に関連する文化的景観（2 件）とされる物件があるが，いずれも文化的景観による保護対象になっていない。

なお，上記のうち，「三次の鵜飼」（広島県無形民俗文化財）や前述「壬生の花田植」等，他類型で保存・活用の対象となっている物件がある。

f 伝統的建造物群

3 地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。「呉市豊町御手洗」及び「福山市鞆地区」は瀬戸内海の港町の町並み，「竹原市竹原地区」は製塩業により発展した町並みである。

g 記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財（民俗文化財）



図 1.2.7 国指定天然記念物の分布



図 1.2.8 文化庁調査に掲載された文化的景観

参考文献 『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書』
『採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書』

本県域 11 件のうち「安芸のはやし田」,
「比婆荒神神楽」及び「塩原の大山供養
田植」は選択後に重要無形民俗文化財に
指定され,「本地の花笠踊」,「弓神楽」
及び「阿刀神楽」は広島県無形民俗文化
財として保存・活用が図られている。

残る 4 件のうち「安芸・備後の辻堂の
習俗」「安芸・備後の水車習俗」は報告
書が刊行されている。



図 1.2.9 国選択無形民俗文化財の分布

h 文化財の保存技術

県域では「手打針製作」(広島市)が
唯一の選定保存技術である。

i 登録文化財

本県域の登録有形文化財 250 件は建造物で,ほかに登録記念物 3 件がある。

東広島市 (85 件),福山市 (39 件)及び尾道市 (33 件)所在の登録文化財が本
県所在登録文化財の 62%を占める。東広島市は酒蔵群を中心に取り組んでいる。

j ふるさと文化財の森

本県域には「い草」(福山市),「茅(ススキ)」(北広島町)がある。

(4) 県指定文化財

本県は序章第 2 節に示す役割を基に,広島県文化財保護条例の規定により,「文化
的景観」「伝統的建造物群」を除く 4 類型を対象に,本県にとって歴史上,芸術上又
は学術上価値の高いものを指定し保存の措置を行っている。

指定は,条例の規定により,所有者等の申請をもとに文化財的価値の把握を目的と
する調査(以下「指定等調査」という。)を行い,広島県文化財保護審議会の意見を
得た上でやっている。

有形文化財以外の分野の指定が多い。

県指定文化財に有形文化財が占める割合	49.6% (うち建造物 14.1%)
(全都道府県指定文化財に有形文化財が占める割合)	59.4% [うち建造物 14.1%]

無形民俗文化財が多い。

県指定文化財に無形民俗文化財が占める割合	10.5%
(全都道府県指定文化財に無形民俗文化財が占める割合)	7.6%

瀬戸内海沿岸,特に県域東部に所在する文化財が多い。

県指定文化財 639 件のうち 310 件 (48.4%) は福山市や尾道市に所在する。また,
1 km²当たりの所在件数でも福山市,尾道市,府中市,三原市など県域東部の沿岸市町
で高い。建造物は福山市,美術工芸品は尾道市に所在する件数が多い。



図 1.2.10 市町別県指定文化財所在状況 (件数)

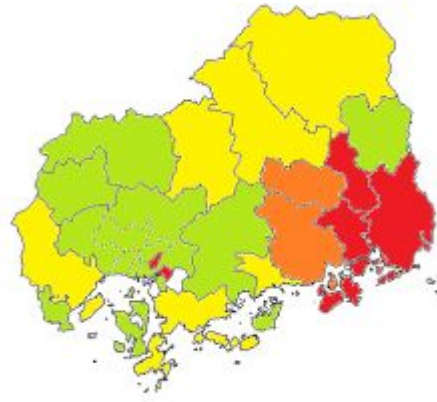


図 1.2.11 市町別県指定文化財所在状況 (1 km²あたり所在件数)



件数の点では、天然記念物や民俗文化財等がある三次市、庄原市の所在件数が多い。安芸高田市の所在件数が多いのは民俗文化財が多数所在していることによる。

文化的景観、伝統的建造物群及び保存技術が無い。

条例に文化的景観、伝統的建造物群の規定がない。また、保存技術は選定していない。

a 有形文化財

(a) 建造物

中世～近世中頃（18世紀）までの建造物の比重が高い。

県重文建造物 45 件に中世建築が占める割合 48.9% (22 件)
 近世建築の建築年代 17 世紀第 1 四半期 7 件、17 世紀第 2 四半期～第 4 四半期建築 6 件
 18 世紀建築 8 件

県重文建造物 45 件のうち木造建造物 33 件 (73.3%)、石造品 (宝篋印塔、石塔婆、石鳥居等) 12 件

近代建築は「旧大浜崎通航潮流信号所」1 件である。煉瓦等の近代建築工法による建造物の指定は無い。

寺社建築が多く、本堂や門などの木造建造物から石造物、厨子、宮殿まで一通りの種類が見られる。

県重文建造物 45 件に寺社建築が占める割合 88.9% (40 件)

民家建築は「安楽院本堂」（民家を改築）を含め 5 件である（図 1.2.4）。

沿岸部に所在する文化財が多いが、国指定で見られる傾向と比べると内陸部に所在する割合が高い。

県重文建造物 45 件に沿岸市町に所在する建造物が占める割合 48.9% (22 件)

(b) 美術工芸品

寺社が所有する文化財が多い。

特に浄土寺・西国寺（以上、尾道市）の文化財を多く指定している。

県重文美術工芸品に寺社振興に係る文化財が占める割合	68.0%
県重文美術工芸品に寺社所有文化財が占める割合	83.8%

彫刻が占める割合が高い。

仏像の指定が多く、神像，頂相彫刻，狛犬等もある。工芸品は刀剣類も多い。

県重文美術工芸品 271 件に彫刻が占める割合	33.9% (92 件)
県重文美術工芸品 (彫刻) 92 件に仏像が占める割合	89.1% (82 件)

中世に制作された文化財が大部分を占める。

時代	縄文	弥生	古墳	古代	中世	近世	近代	計
件数	1	6	7	41	204	13	1	273
(%)	(0.4)	(2.2)	(2.6)	(15.0)	(74.7)	(4.8)	(0.4)	(100)

時代	古代	平安	鎌倉	鎌倉～南北朝	南北朝	室町	戦国	安土桃山	中世	中世～近世	唐代	南宋	李朝朝鮮	計
件数	1	39	41	2	37	69	17	13	22	1	1	1	1	125
(%)	(0.4)	(15.9)	(16.7)	(0.8)	(15.1)	(28.2)	(6.9)	(5.3)	(9.0)	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(100)

本県歴史と文化を語る上で欠かせない文化財が指定されている。

絵画では「絹本着色浄土真宗明光派先徳像」「紙本着色一流相承絵系図」など初期浄土真宗教団に係る文化財、「紙本着色楽音寺縁起」「紙本着色竹林寺縁起絵巻」等の寺院縁起や絵馬を指定するほか、たたら吹き製鉄の実相を伝える「紙本着色隅屋鉄山絵巻」や全国的にも例が少ない「絹本着色伝足利尊氏像」などが指定されている。典籍，考古資料，歴史資料でも本県の歴史を語る上で欠かせない文化財を指定している。

b 無形文化財

芸能部門その他に分類される無形文化財が無い

工芸技術（「日本刀製作技術」「三次人形の製作技術」「一国斎高盛絵」）3件である。

c 民俗文化財

(a) 有形民俗文化財

山村や沿岸農漁村の生業，信仰，習俗を物語る資料群が指定されている。

4 件は内陸部に所在し，瀬戸内海に係る指定は 1 件である（図 1.2.5）。

(b) 無形民俗文化財

神楽，特に芸北神楽の指定が多い

本県域 5 種類の神楽（17 ページ）を一通り指定している。演目指定（9 件）も見られる。

県無形民俗文化財 67 件に神楽が占める割合	49.3% (33 件) (うち芸北神楽 18%)
------------------------	---------------------------

民俗技術の指定が少ない。

「三次鶉飼の民俗技術」である。

広島湾沿岸から賀茂台地，芸予諸島西部での指定が少ない。



図 1.2.12 市町別県指定民俗文化財所在状況（件数 有形・無形含む）
数字は件数

県無形民俗文化財 67 件のうち内陸市町に所在する割合	61.2% (41 件)
県無形民俗文化財 67 件に安芸高田市所在の文化財が占める割合	23.9% (16 件)
安芸高田市に所在する県無形民俗文化財 神楽 11 件, はやし田 4 件, 獅子舞 1 件 (計 16 件)	

本県の民俗文化財指定は安芸高田市に多く所在している。瀬戸内海沿岸では福山市 (7 件), 三原市 (4 件), 尾道市 (6 件) に所在する文化財が多い。

d 記念物 (史跡・名勝・天然記念物)

(a) 史跡

時代	縄文	弥生	弥生～古墳	古墳	古代	中世	弥生古墳中世	近世	近世～近代	近代	伝説地	計
件数 (%)	7 (5.6)	9 (7.2)	1 (0.8)	36 (28.8)	8 (6.4)	23 (18.4)	1 (0.8)	33 (26.4)	2 (1.6)	2 (1.6)	3 (2.4)	125 (100)

県史跡 125 件のうち古墳が占める割合	26.4% (33 件)
県史跡 125 件のうち中世城館が占める割合	15.2% (19 件)
県史跡 125 件に占める江戸時代の遺跡の割合	26.4% (33 件)

弥生時代 9 件のうち 4 件は四隅突出型墳丘墓が検出された「歳ノ神墳墓群」等の墳墓である。

製鉄遺跡を指定している。

「カナク口谷製鉄遺跡」(古代), 「豊平町中世製鉄遺跡群」等 5 件ある。うち「六の原製鉄場跡」「内堀の神代垣内落鉄穴跡(洗場)」は近世～近代の鉄穴流しの遺跡, 「小鳥原砂鉄製錬場跡(大谷山たたら)」は近世～近代のたたら吹き製鉄の遺跡である。

本県の先賢先哲に係る遺跡が指定している。

「水野勝成墓」「菅茶山墓」などの大名や文人の墓, 「磯宮」など幕末の思想家や事件等に係る指定が 18 件ある。

交通関係の遺跡を指定している。

「神辺本陣」や一里塚等, 交通関係の遺跡を 8 件指定している。うち 3 件は「三ノ瀬朝鮮信使宿館跡」など朝鮮通信使に係る海上交通の遺跡である。

(b) 名勝

自然的名勝の指定が多い。(図 1.2.6)

峡谷 5 件, 庭園 2 件(「吉水園」「千葉家庭園」)

(c) 天然記念物

植物関係の指定が多く, 特に単木指定が多い。

県天然記念物 117 件に占める植物関係の指定の割合	83.8% (98 件)
県天然記念物 117 件に占める植物関係(単木指定)の割合	57.8% (67 件)

地質に係る指定は 16 件, 動物は 3 件で, 地域を定めて指定している。

自然と人の生活に係る指定が多い。

県天然記念物 117 件に占める社叢の他人が守ってきた植物群落の割合	24.8% (29 件)
県天然記念物 117 件に占める社叢の割合	12.0% (14 件)

複数市町にまたがる広域指定はほとんど無い。

過疎地域に所在する文化財が多い

県天然記念物 117 件に占める過疎地域に所在する県天然記念物の割合	71.6% (83 件)
------------------------------------	--------------

(7) 市町指定文化財

23 市町のうち 22 市町が市町条例の規定による指定を行っている。

本県で最も多くの指定を行っているのは尾道市で、三原市とともに 200 件を超える指定を行っている。次いで福山市、世羅町、庄原市、三次市及び安芸高田市も積極的に指定を行っている。安芸高田市は民俗文化財の件数では本県 1 位 (23 件) で、同市が無形民俗文化財に対し積極的な保護措置を行っていることが分かる。

尾道市及び三原市は 1 km²当たりの指定件数でも多く、大崎上島町、世羅町、熊野町及び坂町も高い数値を示す。

人口 1 万人当たりの指定件数 (図 1.2.14) では、庄原市、神石高原町、世羅町、安芸高田市、安芸太田町及び大崎上島町で多く、三次市もこれらに次ぐ。庄原市、神石高原町、安芸高田市、安芸太田町及び三次市では史跡名勝天然記念物の件数が全指定件数に占める割合が 45% を超えて最多となっている。

なお、大崎上島町では建造物の指定が、世羅町では美術工芸品の指定が最多となっており、市町の特性がうかがえる。

記念物、特に史跡及び天然記念物の指定が多い

史跡の指定件数は全国第 13 位、天然記念物は同第 8 位で、市町が史跡及び天然記念物の保存に注意を払っていることが分かる。

無形民俗文化財の指定は少ないが、無形文化財の芸能の指定は多い。

市町指定無形民俗文化財は件数でも全国 25 位で、他都道府県での傾向、県指定文化財における比重 (10.5%) と比しても少ない傾向にある。一方、無形文化財芸能は全国第 11 位で、市町は芸能に対する取組を本県以上に進めている。なお、これらの本県と市町の傾向の違いは「無形文化財」「無形民俗文化財」の解釈の違いに起因する可能性も



図 1.2.13 市町別文化財指定状況 (件数)

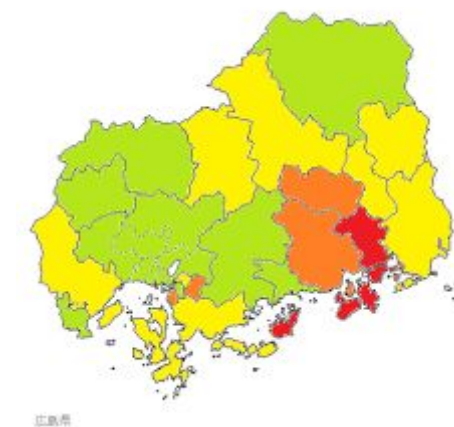
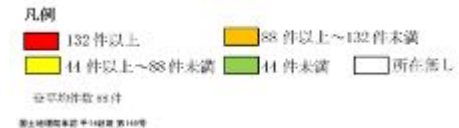


図 1.2.14 市町別文化財指定状況 (1 km²当たり件数)



ある。

市町指定文化財 2,019 件に占める無形民俗文化財の割合	5.9% (119 件)
-------------------------------	--------------

1) 埋蔵文化財の状況

本領域の周知の埋蔵文化財包蔵地の箇所数は全国第6位である。その多くは面積が小さい遺跡である。

種類別では「古墳・横穴」が突出し（都道府県別全国第6位〔平成28年度文化庁統計〕）、「城館跡」も多い。また、四隅突出型墳丘墓、古代寺院や官衙遺跡、たたら跡等の製鉄遺跡、貝塚や製塩遺跡、帝釈峡地域に分布する洞窟・



図 1.2.15 市町別文化財指定状況 (人口1万人当り件数)

岩陰遺跡、瀬戸内海や馬洗川の水底などに確認されている水中遺跡等、特色ある遺跡が存在する。集落遺跡についても、南東部の神辺平野のみに確認されている「大宮遺跡」等の環濠集落、広島湾岸に分布する「恵下山・山手遺跡群」等の高地性集落、中世以降の瀬戸内海沿岸に栄えた「草戸千軒町遺跡」「尾道遺跡」等の港湾都市や西国街道沿いに形成された町屋跡等、各地域の地形環境に適応した個性的な在り方を示している。

集落地・散布地	2,284 か所
貝塚	236 か所
都城・官衙跡	15 か所
城館跡	1,556 か所
社寺跡	148 か所
生産遺跡	719 か所
古墳・横穴	11,311 か所
その他墳墓	1,234 か所
近代以降の単独遺跡	9 か所
その他	193 か所
水中遺跡	19 か所 (うち周知3か所)
計	17,724 か所

2) 法以外の手段による文化財の保存・活用の状況

(1)で示すほか、次のような取組が見られる。

ア 条約等による取組

⑦ 世界文化遺産

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約。1972年ユネスコ総会採択)に基づく世界遺産リストに登録された、文化財、景観、自然など、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ不動産のうち文化に係る物件である。

本領域では平成8年に「厳島神社」及び「原爆ドーム」が登録されている。世界文化遺産の登録は国内法による保護が前提であり、「厳島神社」及び「原爆ドーム」も法や「自然公園法」その他の法規による保護の措置がとられている。

① 世界無形文化遺産

「無形文化遺産の保護に関する条約」(2006年発効)に基づいてユネスコが作成す

る「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に登載された民俗文化財、フォークロア、口承伝統などの無形文化財を言う。本県域で「壬生の花田植」が登載されている。

(9) 世界の記憶（世界記憶遺産）

1992年にユネスコが創設した、危機に瀕した古文書や書物などの動産の歴史的記録物を保全し、広く公開することを目的とした事業。申請は原則として全ての個人又は団体（政府及び非政府機関を含む。）ができる。本県域には「朝鮮通信使に関する記録」を構成する資料がある。

イ 法その他の規程による支援を伴う取組

(7) 歴史文化基本構想

文化財を核として、地域全体を歴史・文化の観点から捉え、各種施設を統合して歴史・文化を生かした地域づくりを行っていくための計画である。

歴史的関連性や地域的関連性などに基づく相互に関連のある有形無形の文化財を一定のまとまりとする「関連文化財群」の選定

関連文化財群と一体となって価値をなす周辺環境を含めた歴史文化保存活用区域の指定

文化財の保存・活用に関わる人材（ヘリテージマネージャー）の育成や活用のための計画策定

を柱とするもので、地方公共団体が作成し、文化庁長官が認定する。

本県域では尾道市、福山市、東広島市が策定している。

(4) 歴史的風致維持向上計画

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴まち法」という。）の規定により市町が策定する計画である。市町の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針を定めた上で、

重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地の区域及びその周辺の土地の区域

重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域及びその周辺の土地の区域

のいずれかを重点区域として、歴史的風致観維持向上に係る取組を定める。策定に当たっては「文化財保存活用地域計画」や前述「歴史文化基本構想」を併せて策定することが望ましいとされる。

国が認定すると、市町は歴まち法に基づく特別の措置や国の支援が受けられる。

本県域では尾道市、竹原市の計画が認定されている。

(9) 日本遺産

地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定し、「ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって国の支援を受けながら総合的に整備・活用し、国内だけでな

く、海外への戦略的に発信していくことで、地域の活性化を図る」ことを目的とする制度。本県で認定されている5件は全て瀬戸内海に係り、うち4件は瀬戸内海の交通交易に係るストーリーである。

(1) 指定棚田地域

「棚田地域振興基本法」の規定により、農産物供給、国土保全、水源涵養、自然環境保全、良好な景観の形成、伝統文化継承等の多面にわたる機能を有する棚田の保全、棚田を核とした地域振興のための支援を行う目的で国が指定したものである。

本県域では安芸太田町域、北広島町域の旧13町村に所在する地域が指定されている。

(1) 被爆建物、被爆樹木、被爆橋梁

平成5年に広島市が創設した制度で、「被爆建物等保存・継承実施要綱」を基に、戦後の復興と老朽化で消えていく被爆建物等のうち爆心地から5km以内に現存する被爆建物、橋梁及び爆心地からおおむね2km圏内で被爆した樹木を登録し、所有者に対する保存・継承の協力の呼びかけと保存工事に対する費用助成、説明板等による公開を行っている。

被爆建物は原爆ドームを始め86件（公共所有22件、民間所有64件）、被爆樹木は160本程度、被爆橋梁は6橋登録されている。

ウ 顕彰を主とする取組

(7) 近代化産業遺産

経済産業大臣が我が国の産業近代化の過程を物語る建築物、機械、文書の歴史的価値を顕在化させ、地域活性化の有益な「種」として、地域の活性化に役立てることを目的として認定する制度。平成19年及び20年度に、地域史・産業史の観点から取りまとめられた「近代化産業遺産群33」「近代化産業遺産群 続33」が公表され、うち6件の遺産群に本県所在の文化財が含まれている。

(1) 土木学会選奨「土木遺産」

社団法人土木学会が設立した、土木遺産の顕彰を通じて歴史的土木構築物の保存に資することを目的とする制度である。推薦又は公募により認定される。本県では9件が認定されており、うち7件は近代の遺産（軍関係遺産3件を含む）である。

(1) 百選

百選とはテーマに沿った事柄を100個集めたものであり、テーマは風景や草花、町、祭りなど多岐にわたる。選定主体も多様で、多くの百選は、公募によって寄せられた意見を基に有識者が選定している。

本県にも「広島県文化百選」、「ひろしまたてものがたり」を始め多くの百選があり、いずれも地域の誇りとなる物件が選定されている。

エ 県域の保存・活用に係る民間の主な取組

(7) 文化財レスキュー

県立文書館は、後述する「広島歴史資料ネットワーク」とともに、被災した古文書等を主たる対象とする文化財レスキュー活動に取り組んでいる。平成30年7月豪雨でも、県立文書館及び「広島歴史資料ネットワーク」は全国歴史資料保存利用機関連絡協議会や他県の史料ネットワークと連携してレスキュー活動を行い、成果を挙げている。また、県立文書館は広島県市町公文書等保存活用連絡協議会とともに講習会等を通して被災文化財の救助、復旧に係る情報の発信を行っている。

さらに、広島大学文書館と県立文書館は災害時の史資料保護の相互協力協定を締結し、災害情報等の共有、史・資料の保護に必要な人員の派遣、史・資料の保護に必要な資機材及び物資の提供、史・資料の一時受け入れ・保管、史・資料の修復に対する技術的支援など、災害時に協力して迅速に資料を保護する体制を整えている。

「広島歴史資料ネットワーク」（平成13年結成）は、平成11年の江田島における土砂災害に係る文化財レスキュー及び平成13年の芸予地震の安芸灘地震の後の文化財レスキュー活動を契機に結成された団体である。

(1) ヘリテージマネージャー養成

ヘリテージマネージャー（「歴史的建造物保存活用資格者」「地域歴史文化遺産保全活用推進員」ともいう。）とは「地域社会における歴史文化遺産のあり方を見据え、その保全と活用を推進するため研鑽を積み、地域遺産の保全活用に貢献する活動を行う人材」である。阪神淡路大震災（平成7年）で多くの未指定文化財が被災、滅失したことに対する反省に基づき登録文化財制度が制度化された（平成13年）ことを受け、各都道府県建築士会が中心になって養成に当たっており、本県域では、公益社団法人広島県建築士会が行っている。

本県域のヘリテージマネージャーは「広島県ヘリテージ協議会」を組織し、

地域の歴史文化遺産を保全・活用し、その地域のまちづくりの中で活かす方法の提案

登録文化財に関する調査や申請のための手続き支援

ヘリテージマネージャーの育成や、継続的研修を支援

ヘリテージマネージャーの活動情報は共有化し、地域に役立つ情報発信を積極的に実施

などの活動を行っている。

オ その他

「瀬戸内ひろしま、宝しま」をキーワードに「せとうち広島ディステーションキャンペーン」を始め様々な観光キャンペーンが行われ、その中で文化財も重要なアイテムとされている。広島広域都市圏における世界遺産航路設定を始めとする周遊性を期待した広

域的な取組も進められている。

ユニークベニュー（コンベンション〔会議〕やイベント、レセプションなどにコンベンション目的の専用施設を用いるのではなく、博物館や美術館、城郭など参加者にサプライズを与えるような会場を用いること）として文化財を活用した事例としては「宮島 International Night」, 「チームラボ 広島城 光の祭」や「鞆・町並ひな祭」等があり、広島城や縮景園などユニークベニューとしての活用促進に継続的に取り組んでいる事例も見られる。

芸備地方史研究会を始めとする本県域各地に結成されている郷土史研究団体は、会誌などを通して地域の歴史文化情報発信に努めている。また、文化財保護の運動にも連携して取り組んでいる。広島県郷土史研究団体協議会はこれら本県域の郷土史研究団体で結成する団体で、連絡と情報共有の場として活動を行っている。

このほか、本県域の歴史文化情報の発信には公益財団法人ひろしま文化振興財団ほかの団体が活動しており、HP 等を活用した取組を進めている

第3節 文化財の保存・活用を巡る現状

前節に示す保護措置がなされる一方、文化財の保存・活用を巡り、次のような現状がある。

1 保存に関する現状

【現状1】 文化財の毀損滅失の発生

文化財、特に指定文化財等の毀損滅失は「目指す将来像」（53ページ）実現を阻害する最大の要因であるが、これまでも全国で次のような例が発生している。

- | | | |
|-----|----------------------------------|-----|
| 例1 | 経年劣化による有形文化財の毀損 | |
| 例2 | 老化による天然記念物の倒壊、滅失 | |
| 例3 | 虫やカビなどによる有形文化財の毀損 | |
| 例4 | 保存修理の遅れによる有形文化財の毀損の拡大 | |
| 例5 | 盗難による有形文化財の滅失（所在不明化） | |
| 例6 | 意図的行為（放火、破壊その他）による有形文化財、記念物の毀損滅失 | |
| 例7 | 不注意な譲渡による有形文化財の滅失（所在不明化） | |
| 例8 | 不注意な取扱による有形文化財や記念物の毀損 | |
| 例9 | 失火による有形文化財の滅失 | |
| 例10 | 自然災害による有形文化財、天然記念物その他の毀損滅失 | |
| 例11 | 後継者不在による無形民俗文化財等の滅失 | その他 |

これに対して、

日常の点検及び適切な維持管理（両者を合わせ以下「日常的な維持管理」という。）による文化財の毀損の予防（例1, 2, 7, 8）

適切な保存環境の整備（例 1 , 3）	
伝統的な技法や伝統的な材料による保存修理の計画的な実施（例 4）	
防災設備の設置，維持を始めとする防災対策の実施（例 5 ~ 10）	
後継者等の確保育成（例11）	その他

が求められている。

しかし，

所有者等の負担の増大
地域の負担の増大
市町の負担の増大

等の要因により，前述の対策が十分にとれない場合も見られる。

○所有者等の負担の増大

文化財の保存に果たす所有者等の役割（2～3ページ）は重大である。しかし，所有者等だけで前述の全ての対策を行うことは困難なことが多く，市町や地域の協力，連携を得られない場合，所有者等の負担は大きい。また，こうした所有者等の負担は所有者等に後継者への負担の継承を避けたいという心理が生じる一因になっており，保存伝承を確実なものにするためにも所有者の負担の軽減が必要になっている。

日常的な維持管理や適切な保存環境整備に要する負担

所有者等が文化財の維持管理を適切に行うには，文化財の素材や最適な保存方法に関する知識や配慮が必要だが，その習得や実施に要する負担及び心理的負担は所有者等にとっても大きいと思われる。

また，文化財の保存・活用を効率的に行うため，国指定文化財の所有者等に対しては「文化財保存活用計画」の策定（53ページ）が求められているが，このような計画立案事務も所有者等の負担増に結び付くおそれがある。

保存修理その他に要する経費の負担

文化財の保存修理には伝統的な技法や材料の使用を求められるが，これらの技法の保持者が極度に減少している場合や材料の入手が困難な場合が少なくなく，多額の経費を要する事例が多い。このため，所有者等が負担すべき費用を捻出することが困難な事例が見られ，特に文化財建造物や史跡などの不動産を個人又は経営基盤の小さい宗教法人等が保存管理している場合や構成員が減少した無形民俗文化財の保持団体などでは深刻である。近年，文化財保護部局による文化財保護活用支援事業に加え，景観や観光等の他の部局による文化財保護活用支援事業も充実してきているが，これら事業に関する情報を一括あるいは詳細に得る機会がないため，資金の準備に苦慮する場合も認められる。

また，無形民俗文化財では，伝統的な道具を製作する者や材料が減少したことにより，道具類の購入や修理にも経費を要するようになっている。

さらに、近年の自然災害の激甚化や火災で焼失する文化財の発生などを踏まえ、防災設備設置や点検、耐震診断の実施や耐震補強の取組などが所有者等に対し求められ、経費など様々な点で所有者等の負担となっている。

○地域の負担の増大

宗教法人や地方公共団体所有の文化財の日常的な維持管理を地域住民や団体がやっている例や地域住民が構成する神楽団が保持団体に認定されている例など、地域社会全体の理解と支援のもと、地域住民が守っている文化財は多い。

しかし、近年、過疎地域（13ページ）を中心に文化財の保存・活用に当たる者が減少しており、人口1万人当たりの国指定及び県指定文化財件数を市町別に見ても、件数が多い廿日市市や尾道市以上に、過疎地域が多い市町（以下「過疎市町という。」では文化財をより少人数で支えなければならない状況にある。

このため、過疎市町に残った所有者等や地域住民にとって文化財維持管理に要する労力が大きな負担となり、特に、過疎市町に所在するものが多い無形民俗文化財及び天然記念物（33、36～37ページ）は、地域の過疎化と高齢化（13ページ）が文化財の保存と活用の成否に直結する問題となっている。



図1.3.1 市町別国指定及び県指定文化財所在状況（人口1万人当たり）

凡例
 12件以上
 8.2件以上～12件未満
 4件以上～8.2件未満
 4件未満
 所在無し
全市町別件数 9,2件

例 地域の有形文化財の保存・活用を担っていた団体が構成員の高齢化を理由に解散も生じており、今後も、文化財の維持管理、伝承や活用を断念する例が増えることが予想される。

また、災害発生時の初期対応（通報、初期消火、文化財救出等）や被害拡大防止を確実に実施できるように防災訓練等の実施も求められているが、これらも過疎化その他の要因により担い手が不足している地域では負担感ともなっている。

○市町の負担の増大

市町が支出する文化財保護経費は、平成17～29年度の間、概ね横ばいで推移し、厳しい財政状況のなかでも多くの市町が文化財保護に要する経費の負担に努めている。しかし、文化財の保存・活用に要する経費は今後さらに増

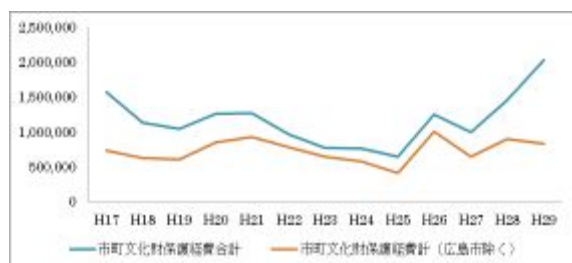


図1.3.2 市町の文化財保護経費の推移

加すると考えられ、市町、特に前述過疎市町にとって大きな負担増になると見込まれる。

また、文化財の保存・活用を進める上で、所有者等に対する指導助言を始めとする市町の施策は大きな影響力を持ち、その実務を行う上で、文化財の保存・活用に係る専門的な知識と経験を有する文化財専門職員の配置は重要である。しかし、市町の文化財専門職員についても全般に高齢化と人数減が進んでおり、特に埋蔵文化財専門職員は、発掘調査業務の減少もあって、平成12～17年度にかけて大きく減少した後、平成17～28年度で35.2%減少（54人→35人）し、合併により広域化、多様化した市町域の文化財を合併前よりも少人数で担当する事態となっている。この事態が今後も継続すると、結果として、文化財の日常的な維持管理や保持団体の現状の把握が徹底せず、適時の指導助言がなされないことで文化財の毀損等を招くことも予想される。

地域に委託して市町所有の文化財の日常的な維持管理や公開を行っている例も見られるが、前述のとおり地域の負担も増大しており、なかには、観覧希望があるたびに職員が開錠して観覧させざるを得ない例も生じている。このような状況は、今後より活用を進める上での支障となる可能性がある。

【現状2】 地域に所在する未指定文化財等の滅失

指定や選定がなされていない文化財（以下「未指定文化財」という。）には、現時点の県及び市町の指定の傾向（第1章第2節）から外れているだけで、新たな視点から調査を行えば十分文化財的価値を認められる文化財が含まれている可能性は否定できない。

しかしながら、地域にとっては、指定等の価値付けがなされないことは「地域にとって価値がない」という誤解に直結しやすく、このため、近年の生活の変化や開発の進展により、

例 地方公共団体による調査を経て県市町誌等報告書に掲載された家屋、祠堂、歴史資料、等が相続その他を契機として廃棄又は撤去される事案

が生じている。

また、地方公共団体が把握していない未指定文化財についてはだれも知らないうちに失われている可能性も高い。地域の未指定文化財を報告書、広報誌や小冊子で紹介する取組も行われているが、「未指定文化財は地域にとっても価値がない」という誤解がある場合は、これらが発信する情報もその保存の必要性に結び付かないことも考えられる。

また、他の施策で保護されているが、部局間連携がないため、文化財的価値が確認できない例も見られる。

【現状3】 文化財の周辺環境の変化

文化財の魅力、地域資源としての文化財の価値の一部を構成し、文化財がその地域に所在する理由を理解する上で重要な周辺の自然環境、景観や伝統行事については、従来の文化財保護は文化財単体の保護を優先し、指定範囲を超えた周辺環境の保存に留意してこなかった。

このため、

例 周辺地域での開発による史跡の景観に対する影響

例 周辺地域での開発による名勝からの景観に対する影響

などの事例も生じ、

開発事業者に対する計画見直し又は中止の要請

市町や地域と連携した、文化財周辺を対象とする景観計画等による規制の実施

などの取組が行われている場合もあるが、周辺環境と切り離されることによる文化財が地域の文化情報を伝える魅力の低下や文化財が拠って立つ地域の文化の喪失につながるリスクが生じている。

2 保存・活用を巡る要請

【要請1】 文化財の活用に対する要請

文化財の活用はその保存と一体となって取り組むべき事案であり、特に情報発信及び普及啓発は重要である。一方、人々の興味関心の多様化、ゲームその他の新たな媒体やAR・VRなどデジタル技術の進歩による新しい手法の登場等、これからの文化財に関する情報発信及び普及啓発に当たっても、柔軟な発想と対応、新たな技術に対する知識の習得と理解の深化が必要となってきた。

さらに、近年は、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」など、文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することも求められるようになっている。

これまで文化財担当部局以外の部局を含む多数の関係者が遺産認定その他多様な手法で文化財の活用に取り組んできたが（第1章第2節〔25～43ページ〕及び後述本節3）、その主流は個別の文化財ごと、又は指定種別ごとの実施であり、また、文化財の広域的な保存・活用に取り組む場合も、部局間での連携した取組や情報共有の点で十分であったとは言い難い。

【要請2】 防災対策充実の要請

近年は盗難その他の人為的原因による場合も多く、本県域でも過去に同種原因による文化財の毀損滅失が生じている。文化財の使用に伴って発生するリスクに対する配慮が不十分と思われる事例や活用を優先する余り文化財の一部を故意に毀損する例も散見され、世界的評価が高い文化財が失火により大規模に毀損滅失する事案を始め、他県では失火による滅失事例も発生している（【現状1】例8～9）。

このような人為的原因による被害、特に火災による被害は文化財の完全な滅失につながりかねないことから、文化財の特性や周辺状況、通常管理体制等に応じた防災設備の設置の推進、設備の定期点検と、発災時の初期対応（通報、初期消火、文化財救出等）及び被害拡大防止を目的とした防災訓練等の実施の徹底など、多様な対策が求められている。

また、本県域でも、平成30年7月豪雨を始め様々な自然災害が発生し（11ページ）、文

文化財が毀損する事例も発生している（【現状1】例10）。このような自然災害，特に海溝型地震のような広域かつ大規模な自然災害は数十年単位の発生頻度であるが，ひとたび発生すると人命財産はもとより文化財にも壊滅的な被害をもたらす，本県域でも今後，南海トラフ地震や広域化激甚化した自然災害による文化財の被災が想定されている。このため，耐震診断の実施や耐震補強の積極的な促進など，自然災害から文化財を守るための様々な取組が求められている。

3 本県の取組の現状

前項の現状に対し，本県は求められる役割（2ページ）に従い，次の取組を行っている。

① 所有者等に対する支援

補助事業

本県は，条例及び「広島県教育関係単独事業補助金交付要綱」に基づき，予算の範囲内で，次の補助事業を行っている。

国指定文化財等を対象に国が補助金を交付する事業（以下「国補助事業」という。）
に対して補助金を交付する事業（以下「継足し補助事業」という。）
県指定文化財の保存修理，保護増殖，防災設備設置その他を対象に交付する事業（以下「県補助事業」という。）
国指定建造物の防災設備点検等を対象に補助金を交付する事業

指導助言

所有者等に対し，本県では，基礎自治体である市町を介して文化財の維持管理の状況や保存修理を行う場合の内容等を把握し，必要に応じて国との連携や広島県文化財保護審議会又は同審議会委員からの意見聴取を行った上で，市町を通して，防災設備の設置その他の指導助言を行っている。

特に防災については，防災設備の設置と点検，耐震診断の実施や耐震補強を積極的に行うよう推奨するとともに，日頃から，地元消防，警察等関係機関や地域住民等との連携を図り，防犯防火体制の強化に努めるよう指導している。

また，計画的な事業執行による負担軽減のため，「保存管理計画」や天然記念物に係る「保護増殖計画」その他の計画策定に対する指導助言を行っている。

広島県文化財保護審議会

法第190条第1項及び「広島県文化財保護審議会設置条例」の規定による広島県教育委員会の附属機関。文化財に関して優れた識見を有する者によって構成され，広島県教育委員会の諮問に応じて，文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し，並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議することを任務とする。

六つの部会が置かれ，特別史跡・特別名勝厳島に関する事案については特に厳島特

別部会を置いている。

(2) 文化財の保存に関する調査の実施

本節で示す現状(43～47ページ)に対し、本県では状況を確実に把握し施策立案の基礎とするため、指定調査(34ページ)のほか、次のような調査を行っている。

指定文化財の管理状況の把握を目的とする調査(以下「管理状況調査」という。)

県内の文化財の総合的把握を目的とする調査(以下「総合把握調査」という。)

所有者として行う文化財の保存・活用に係る調査(以下「保存活用調査」という。)

管理状況調査は、国の要請その他を契機として、市町を介して実施している。

総合把握調査の実績は次表のとおり。

表 1.3.1 文化財調査報告刊行実績

三段峡八幡高原総合学術調査報告書	昭和29年	
油木・豊松民俗資料緊急調査報告書	昭和41年	
土師民俗資料緊急調査報告書	昭和43年	
三段峡の陸水と生物：総合学術調査研究報告書	昭和44年	
広島県の民話と伝説	昭和45年	広島県文化財調査報告8
家船民俗資料緊急調査報告書	昭和45年	
巖島民俗資料緊急調査報告書	昭和47年	
塩の民俗資料緊急調査報告書	昭和49年	
瀬戸内水軍：瀬戸内水軍資料調査報告書	昭和51年	
広島県の民家：広島県民家緊急調査報告書	昭和53年	
広島県の民俗芸能	昭和53年	広島県文化財調査報告6(1966), 12(1978)合本
広島県方言緊急調査報告書	昭和56年	
広島県の近世社寺建築	昭和57年	広島県文化財調査報告13
広島県民俗地図：広島県緊急民俗文化財分布調査報告書	昭和58年	
広島県の民謡：広島県民謡緊急調査報告書	昭和59年	
広島県中世城館遺跡総合調査報告書 1～4	平成5～8年	
広島県の諸職：広島県諸職関係民俗文化財調査報告書	平成6年	
広島県の近代化遺産：広島県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書	平成10年	

このほか、建造物では「近代産業遺産」「土木遺産」等の選定や「福山藩の砂留」調査、美術工芸品では県立歴史博物館による「広島県歴史資料所在調査」、民俗文化財では、神楽を主対象とする県立広島大学の調査、広島民俗学会や地域の郷土史研究会等による調査などがある。

(3) 市町に対する支援

本県は、市町の要請に応え、文化財に関する市町と国等との間の調整、市町に対する専門的・技術的な指導・助言を行っている。

また、市町文化財保護行政担当者会議や埋蔵文化財発掘調査技術研修会その他初任者等を対象とする研修の開催や国等の研修の紹介等による文化財専門職員の資質向上支援、「歴史文化基本構想」（40 ページ）その他各種計画策定における指導・助言等を行っている。

(4) 活用

【要請 1】「文化財の活用に対する要請」（46 ページ）に係り、本県では、美術館、歴史民俗資料館、歴史博物館（以下「県立文化施設」という。）及び県立文書館を設置し、調査研究や公開・展示を通して文化財の活用に努めている。県立文化施設では職員を学校に派遣して行う出前授業等の学校連携にも注力している。県立福山工業高等学校と連携した「廉塾（特別史跡「廉塾ならびに菅茶山旧宅」）CG」や「遣明船VR」の作成、HP 上での体験学習コンテンツの配信なども行っている。

また、本県域に所在する国・県指定等の文化財情報を紹介した「広島県の文化財」や、国・県指定史跡及び周知の埋蔵文化財包蔵地の所在地を明示する「広島県遺跡地図」の WEB 上での公開、開発に伴う試掘調査に係る報告書の刊行などにより普及啓発に努めている。

さらに、埋蔵文化財については、公益財団法人広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室による「ひろしまの遺跡」の刊行と WEB 上で公開、発掘調査報告書刊行、学校連携事業等に対する支援を通じた活用の推進に取り組んでいる。

このほか、縮景園（43 ページ）を始め、県立文化施設でもロビーコンサートその他ユニーークベニユーの取組を行っている。

(5) 防災

市町等に対し台風接近等の情報提供を行うとともに、自然災害が発生した場合には、市町を通して情報収集を行い、国等とも連携して対応を図っている。また、【要請 2】「防災対策充実の要請」（47 ページ）に対し、本県は、指導助言に加え、予算の範囲内で防災設備設置に対する補助事業を心がけている。

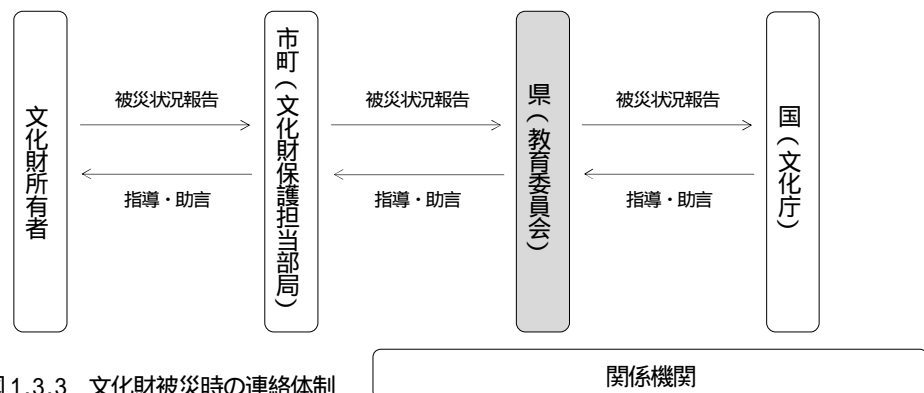


図 1.3.3 文化財被災時の連絡体制

広域自然災害に対しては、中国・四国地方 9 県並びに広島市及び岡山市が、災害発生時

等において文化財やその保管施設等を迅速かつ的確に保護することを目的として、「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」を平成 25 年 12 月 27 日に策定し、相互支援が円滑かつ迅速に行われるよう、他縣市と文化財の所在その他の情報の共有を図っている。

このほか、古文書等を主たる対象とした県立文書館による文化財レスキュー体制が整えられている（前述第 2 節(2)サ）。

6) 所有者、管理団体としての取組

本県は市町や所有者等に対して指導助言を行うとともに、本県が所有する文化財について法や条例で規定する所有者等としての保存・活用を図っている。

本県は国指定文化財 9 件、県指定文化財 8 件を所有する。このうち名勝「縮景園」については、保存活用調査を経て「名勝縮景園保存管理計画書」（平成 22 年）を策定し、WEB で公開している。また、県立文化施設が管理する重要文化財については、各施設が展示その他の公開を行うとともに、国庫補助等を活用した保存修理事業を行っている。

また、本県は国指定文化財 5 件の管理団体に指定されており、特別史跡・特別名勝「巖島」（天然記念物「瀨山原始林」を含む）については保存管理計画を定め、『特別史跡・特別名勝巖島保存管理計画策定報告書』によって公表し、その保存・活用に努めている。

なお 国指定文化財 1 件及び県指定文化財 11 件について他の法規による管理を行っているほか、県立文化施設が所有者等と寄託契約を締結して保存・活用を行っている文化財もある。

第2章 目指す将来像

本県は、文化財の保存・活用における本県の役割（2ページ）の下、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」を始めとする上位計画（4～7ページ）が掲げる「文化遺産の活用と次世代への継承」に向け、次に示す将来像の実現を目指す。

目指す将来像

県民、関係団体など多様な関係者が文化財及び周囲の自然環境・景観・伝統行事などの一体的な保存・活用に取り組むことを通して、県民一人ひとりが地域に誇りと愛着を持ち、内外から魅力ある地域として選ばれています。

- 1 所有者や地域住民等の理解・協力を始め、民間団体等や行政（文化財担当部局，文化芸術担当部局，地域振興部局，観光振興部局）が参画して中長期的な視点から保存・活用に取り組んでいます。
- 2 文化財単体ではなく，自然環境や周囲の景観，地域の歴史，伝統的な活動などを一体的に捉えて保存・活用を図っています。
- 3 文化財の保存・活用がバランスよく実現しています。

(1) 保存

日常的な維持管理が十分になされ，小修繕や状態のチェックが適切になされている。
正しい公開・活用意識（自助）が高い状態で保たれている。
県や市町が日常の管理の内容や方法について適切かつ迅速に指導している。
伝統的な材料や伝統的な技法での修理が計画されている。
毀損した場合，効率的な資金調達（制度の有効活用，互助による支援等）によって，緊急性の高いものから順次，迅速かつ適切に修理がなされている。

(2) 活用

本県域内全ての文化財が，学校教育や生涯学習の場で適切に活用され，地域の誇りあるいは地域の文化的経済的中核となっている。
各文化財の文化財的価値に関する正確な情報が歴史と文化に興味と関心を持つ者に適切に行き渡り，適切かつ簡便な方法で利用できるようになっている。
防災設備，防災を目的とするシステムや体制が整っています。
防災設備がきちんと装備されている。
地域全体に文化財を守る意識が浸透し，防災班が機能している。
災害発生後レスキューに当たる体制が整っている。

第3章 将来像実現に向けた課題

文化財の保存に関すること

【課題1】 指定文化財の維持管理・防犯防災対策の充実

【課題2】 指定文化財の保存に関する計画策定の促進

【課題3】 未指定文化財等の把握と保護促進

文化財の活用に関すること

【課題4】 新たな観点による文化財の活用の実現

【課題5】 次世代への確実な伝承のための取組の推進

総合的な施策の推進に関すること

【課題6】 複数市町による広域的な活用のための取組の促進

【課題7】 市町の文化財保存活用地域計画作成の促進

【課題8】 市町の組織体制や専門的職員の充実

【課題9】 地域における支援団体等の育成や連携強化

災害対応に関すること

【課題10】 県内広域など想定を超える被害発生時の対応

【課題1】 指定文化財の維持管理・防犯防災対策の充実

文化財の日常的な維持管理は文化財の保存・活用を図る上で最も基本的かつ重要な行為であり、所有者等によるその励行を阻害する要因（44～45ページ）を除去する必要がある。

また、自然災害や人為的要因による毀損滅失は、その頻度は低いですが、一度発生すると文化財的価値に決定的な影響を及ぼす重大事案であり、これに対する所有者等の取組を引き続き推進する必要がある（47ページ）。

【課題2】 指定文化財の保存に関する計画策定の促進

【現状1】 「文化財の毀損滅失の発生」（43ページ）に対処する上で、所有者等による適時適切な保存修理の実施や後継者伝承者の確保育成に向けた取組は優先度が高い。しかし、文化財をめぐる近年の所有者等や地域の負担増（44～45ページ）のなかで、上記の取組を実効性あるものにするためには、所有者等が自ら保存に関する計画を策定し、この計画に沿って取り組むことが必要である。今後、従来の取組に加え、次に示す「文化財保存活用計画」を始めとする同種計画の所有者等による策定を一層促進する必要がある。

文化財保存活用計画

法の規定により国指定文化財の所有者等に対して策定が求められている、国指定文化財の保存及び活用に関する計画。国指定文化財の現状や課題、物件の内容や保存継承目的な

『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用
地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針』（平成31年
3月4日付け）

どを把握した上で、

文化財の保存・活用を図るために必要な事項
所有者等が自主的に行うことのできる保存・活用の範囲等
活用に当たり文化財としての価値を損なうことのないよう文化財保護のために守
るべき事項

を明確化し、これらに関する所有者等と国、都道府県及び市町村教育委員会との合意を形成することを目的としている。

今後、県指定文化財の所有者等に対しても同種計画の策定を求めていく必要がある。

【課題3】 未指定文化財等の把握と保護促進

【現状2】「地域に所在する未指定文化財等の滅失」（46ページ）に対処する上で、全ての文化財が「地域にとって価値がある」ことへの地域の理解と認識を深めるとともに、未指定文化財の現状や未指定ながらも指定に値する文化財的価値を有する文化財の有無を把握確認した上で、指導助言を行う必要がある。

また【現状3】「文化財の周辺環境の変化」（46ページ）に係り、文化財の周辺環境の変化の具体像を把握した上で、地域や市町と連携して文化財を総合的に保存する具体的施策を検討する必要がある。

【課題4】 新たな観点による文化財の活用の実現

【現状3】「文化財の周辺環境の変化」【要請1】「文化財の活用に対する要請」（47ページ）に対し、次の新たな観点による取組が求められている。

文化財の確実な継承を前提として、各文化財の種類・性質を見極めた多様な活用方を検討する。（文化財によっては信仰の対象、信仰の場や、日常生活の場となっているものも少なくないため、観光等の活用方策の検討に当たっては留意が必要）地域内の文化財と周辺の環境を一体として保存し、観光部局を始め様々な部局と連携した活用を図ることで地域の歴史文化全体の保存と地域活性化に取り組む

デジタル技術の活用

デジタル技術を利用した文化財情報の発信には、発信者と受信者の時間や場所の制約が少ない、破損・劣化の恐れにより公開が困難な文化財が紹介できる、盗難や自然災害による文化財被害への対応に利用できるなど様々な利点が認められる。

今後、文化財情報のデジタルアーカイブ化の推進とWEB上での公開促進、ARやVR等の活用を推進する必要がある。

部局間連携、情報共有の推進

文化財担当部局以外の部局が様々な遺産の認定等の手段により文化財の広域的な保存・活用に取り組んでいるが、部局間での連携した取組や情報共有は行っていない。

また、前述【現状3】「文化財の周辺環境の変化」に係り、文化財の魅力は文化財自体の文化的価値に加え周辺地域と一体となった雰囲気によってその効果を発揮する場合が多

く、周辺地域と一体となった保存・活用の充実によって地域活性化につながるものであることから、従来の文化財単体の保存の取組に加え、今後、周辺環境も加えた新たな視点による取組を一層推進する必要がある。

【課題5】 次世代への確実な伝承のための取組の推進

文化財の保存・活用を図るで、文化財の価値、文化財が地域に存在する理由や地域の歴史と文化の発展に果たしてきた役割について次代を担う子供を始め多くの人々に知らせ、我が国の歴史と文化に触れ、素晴らしさに気付く機会を提供する取組をより一層推進する必要がある。また、文化財の材質や信仰上の位置づけ等の理由により従来の方法では活用が困難な文化財についても、【課題4】に示すデジタル技術を始めとする新たな手法を用いた活用策を探る必要がある。

【課題6】 複数市町による広域的な活用のための取組の促進

本県歴史と文化を物語る文化事象には、「朝鮮通信使」を始め、市町域を超えて海域単位や河川流域単位等の広域で見られるものも多く（第1章第1節）、個別の文化財の成立の背景を知る上で広域の文化事象に対する理解が欠かせない。また、古墳や中世城館等（39ページ）本県域に普遍的に所在する文化財では、市町に所在する文化財同士を比較することでより理解が深まる場合も多い。

このため、【要請1】「文化財の活用に対する要請」（47ページ）に対処する上で、同一の文化事象を背景とする市町の複数の文化財を群として捉え、一体的に活用を図る取組も必要である。このような群としての文化財を活用していくためには、複数市町、観光部局を始めとする様々な部局が一体となって連携し、ルート開発等の総合的な取組を進めていく必要がある。

【課題7】 県内市町の文化財保存活用地域計画作成の促進

文化財の保存・活用に大きな役割を担う市町が、その役割を果たすためには、域内文化財の保存・活用に関する「文化財保存活用地域計画」を策定し、適切かつ効率的に文化財の保存・活用に取り組むことが重要である。今後、全市町が、先進市町の例を参考にしつつ、「文化財保存活用地域計画」の策定と施策の実施を進めることが望ましい。

文化財保存活用地域計画

地方文化財保護審議会を置く市町村教育委員会が単独又は共同して策定する、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（基本的なアクション・プラン）。文化庁長官の認定を申請することができる（第183条の3第1項）

保存活用地域計画に記載を求められている事項は次のとおり（第183条の8第2項）。

- 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
- 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画期間 ○ その他文部科学省令で定める事項 <p>文化財の保存・活用の推進体制等</p> <p>地域の実情を踏まえ必要に応じて定めることができる事項</p> <p>関連文化財群に関する事項</p> <p>文化財保存活用区域に関する事項</p> <p>地域計画の認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容</p> <p>その他の事項</p>
--	--

【課題 8】 市町の組織体制や専門職員の充実

【現状 1】「文化財の毀損滅失の発生」（45ページ）に示したとおり，市町にとって文化財専門職員の確保と育成は負担であり，課題である。

また，観光部局を始めとする関係部局との効率的な連携や保存・活用に係わる効果的施策の実施に当たっては，文化財担当部局，文化財保護審議会の設置や文化財専門職員の配置，文化財保護指導委員の設置等，組織体制を整備する必要がある。

文化財保護審議会

市町教育委員会の附属機関（法第190条第1項）。特定地方公共団体では置くことが前提とされる（第190条第2項）。文化財に関して優れた識見を有する者によって構成され，市町教育委員会の諮問に応じて，文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し，並びにこれらの事項に関して当該市町教育委員会に建議することを任務とする。

文化財保護指導委員

市町教育委員会が置くことができる非常勤職（法第191条）。文化財について，随時，巡視を行い，並びに所有者その他の関係者に対し，文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに，地域住民に対し，文化財保護思想について普及活動を行うことを任務とする。

【課題 9】 地域における支援団体等の育成や連携強化

所有者等や地域だけで文化財の保存を行うことは困難な場合が見られるようになっており（44～46ページ），地域における関係者の確保と育成が課題になっている。本県域には，文化財関係団体を始め文化財の保存・活用を目的に結成されたNPO法人その他の団体があり（第1章第2節），地域の実情に応じた活動を展開している。今後，市町はこれら団体を文化財保存活用支援団体に指定する（3ページ）などして連携を図り，一体となって地域の文化財の保存・活用を図る必要がある。

文化財保存活用支援団体

市町教育委員会が第192条の2第1項の規定により指定する，文化財所有者の相談等

に応じる能力を有する法人又はこれに準ずる民間団体。

その業務は次のとおり（第192条の3）。

市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用

市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対する、情報提供、相談その他の援助

文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置に係る業務の受託

文化財の保存及び活用に関する調査研究

その他、市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務

支援団体は、市町村教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又は認定文化財保存活用地域計画の変更を提案でき（第192条の6第1項）、認定文化財保存活用地域計画を定めた認定市町村教育委員会に対しては、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、認定市町村の区域内に存する文化財で登録有形文化財又は登録記念物として登録することが適当であると思われる文化財について、提案をするよう要請できる（第192条の6第2項）。

【課題10】 県内広域など想定を超える被害発生時の対応

激甚化した自然災害による文化財の被災については、被災後の迅速な処置が文化財の毀損滅失防止の成否を左右する重要なポイントである。災害やこれら自然災害から文化財を守るため、耐震診断の実施や耐震補強の積極的な促進など、様々な取組が求められている（47～48ページ）。

また、大地震を始めとする大規模災害に当たっては、地域全体による避難計画に加え、国、他都道府県の支援や県内の文化財関係団体の能力を効率的に組織することで、文化財の滅失や被害拡大を防げる場合があると想定される。今後、予想される広域災害に備えた取組を検討する必要がある。

第4章 基本方針及び取組方針

第1節 基本方針

前章で示した課題に対し、次の基本方針による取組や措置を検討する。

基本方針1 文化財の確実な保存，伝承を図る。

所有者等への支援の充実に取り組めます。

市町や関係機関等と連携した文化財の調査及び総合的な把握並びに指定等の保護措置を推進します。

基本方針2 文化財の価値の情報発信，活用を図る。

文化財に係る情報の発信と普及啓発活動の充実に取り組めます。

基本方針3 市町や地域社会と連携した総合的，広域的な保存・活用の取組を推進する。

市町による文化財の保存・活用に係る取組に対する支援を積極的に推進します。

市町や地域で文化財の保存・活用に当たる人材の育成と資質向上に取り組めます。

防災及び災害発生時の対応の充実に図ります。

第2節 取組方針

前節で示した基本方針を基に、次の方針により措置を検討する。

基本方針1 文化財の確実な保存，伝承を図る。

取組方針1 文化財所有者等への支援の充実に図る。

国や市町村の実情を踏まえ、専門家、関係機関等と連携を図りながら、計画的な修理・整備ができるよう、財政的支援、技術的指導助言を始めとする支援の充実に図る。

取組方針2 文化財の調査と把握に努め、指定その他の保護措置を図る。

市町や関係機関等と連携し、計画的な文化財の所在調査や既存の調査成果の活用等により、本県域内の文化財の総合的な把握に努め、指定を始めとする保護施策を進める。

基本方針2 文化財の価値の情報発信，活用を図る。

取組方針3 文化財の新たな活用策を積極的に推進する。

国や市町村の実情を踏まえ、専門家、関係機関等と連携を図りながら、計画的な修理・整備ができるよう、財政的支援、技術的指導助言を始めとする支援の充実に図る。

取組方針4 情報発信と普及啓発の充実に図る。

市町や関係部局と連携し、文化財の文化財的価値と周辺環境も含めた魅力の発信を図る。

基本方針3 市町や地域社会と連携した総合的，広域的な保存・活用の取組を推進する。

取組方針5 広域的な取組を積極的に推進する。

市町や関係部局と連携し、複数市町に及ぶ文化資産、文化財群の価値と魅力の発信を図る。

取組方針6 市町に対する支援を積極的に推進する。

基本的な方向性を共有し、適正な役割分担のもと、十分な連絡・調整を図りながら、市町が行う域内の文化財にとって最も身近な行政組織として行う「文化財保存活用地域計画」の作成その他保存・活用にかかる施策等への指導助言や支援、人材確保及び育成、権限委譲など施策実施のための体制整備に対する指導助言や支援に取り組む。

取組方針7 県民を対象とする人材育成と資質向上の取組を推進する。

市町や関係部局と連携して、地域で文化財保護を担う人材の育成と資質向上を図る。

取組方針8 防災、災害発生時の対応の充実を図る。

盗難、火災や自然災害等から文化財を守るための措置を講ずるとともに、文化財レスキュー体制の整備や、災害発生時の保管場所の確保等のリスクマネジメントに努める。

市町の範囲を超える取組を行う場合や大規模災害発生時、市町間、隣接する他県や国との連絡・調整等を図る。

第3節 文化財分類ごとの保存・活用方針

1 有形文化財

適切な保存修理、防災対策を積極的に推進する。

所有者等による、個々の文化財の保存・活用の考え方を明確化した「文化財保存活用計画」の作成を支援する。

文化財の適切な活用が促進されるよう、文化財の種類・性質等に係る専門的指導・助言を行う。

本県の強みである「巖島神社」「瀬戸内の文化財」を活かし、従来以上の広域的取組に対する指導助言に努める。

2 無形文化財

関係機関や市町等と連携し、本県域内における伝承状況を把握するとともに、計画的な記録・保存を推進する。

子供を含めた幅広い県民に対して、伝統芸能や伝統的工芸技術・作品等に関する情報発信を進めるとともに、鑑賞・体験する機会の充実により、無形文化財に対する関心や理解を深める。

3 民俗文化財

関係機関や市町と連携し、本県域内の民俗文化財の所在及び現状について計画的に総合的な把握を行い、子供を含めた幅広い県民に対して、有形・無形民俗文化財に関する情報発信を進めるとともに、鑑賞・体験する機会の充実により、民俗文化財に対する関心や理解を深める。

本県の強みである「神楽」「田植行事」を活かし、周遊ルート開発その他広域的取組に対する指導助言に努める。

「瀬戸内の無形民俗文化財」特に広島圏域の無形民俗文化財の掘り起こしに努める。

4 記念物（史跡・名勝・天然記念物）

適切かつ迅速に保存・活用のバランスを保つため、現状変更等判断基準の整備を含む「文化財保存活用計画」の策定を促す。

過疎化や少子高齢化等を背景とした文化財所有者や管理者の不在対策のため、公有地化、管理団体指定の促進・支援制度整備に取り組む。

5 文化的景観

市町等と連携し、文化的景観の保護の重要性について理解を深める。

地域住民・事業者等の関係者が活用のメリットを享受できるよう、文化的景観として保護することの価値を周知する。

地域住民等の関係者が価値を理解し、地域の誇りとして地域社会全体で維持する仕組みや、観光活用等経済的メリットも享受できるよう周知を図る。

6 伝統的建造物群

適切な修理事業・修景事業の実施に向けて、国や専門家、関係機関等との連携を図り、市町への支援を継続する。

事業担当部局との連携により、保存地区の情報発信のほか、生活環境の整備、観光施設の整備等の魅力向上策を推進する。

防災計画が策定されていない地区や、防災設備の整備が十分でない地区もあり、各種の補助事業も活用しながら、早期な実施を目指す。

本県の強みである「瀬戸内の港町」を活かし、周遊ルート開発その他広域的取組に対する指導助言に努める。

「瀬戸内の港町」「内陸の宿場町」等の掘り起こしに努める。

7 文化財の保存技術

国及び市町と連携し、選定保存技術に選定された文化財の保存技術に対する伝承者の養成、技術・技能の錬磨、記録の作成等の必要な支援を行う。

本県域内の文化財の保存に必要な技術の伝承者・伝承団体に関する情報を広く集め、国等が主催する研修の案内、修理機会の確保等を通じて、その技術の継承を支援する。

8 埋蔵文化財

埋蔵文化財包蔵地の位置及び範囲の把握に努めるとともに、既知の情報について公開及び更新を速やかに行う。

開発事業計画を迅速に把握し、精度の高い分布・試掘調査により適切な調整を行う。

遺跡の内容に即した的確な方法で発掘調査を行い、記録類の保存・活用を確実にを行う。

上記各業務について、市町専門職員が適切に実行できるような支援を行うとともに、市町間の不均等が生じないような支援を行う。

専門職員の配置や埋蔵文化財行政の知見等をもった職員がマニュアル整備等を行い、

引継ぎが円滑にできる体制構築を働きかけ，市町職員に対する研修を充実させる。

遺跡地図データ整理・公開を促進させ，保管設備・体制に対する支援を拡充する。

分布調査や保存目的調査実施を促し，重要な遺跡の史跡指定に対する支援を行いながら，対応を進めていく。

第5章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

取組方針1 文化財所有者等への支援の充実を図る。

【課題1】「指定文化財の維持管理・防犯防災対策の充実」【課題2】「指定文化財の保存に関する計画策定の促進」に対処するため、本県は所有者等に対し次の支援を行う。

1 経費負担に係る支援

補助事業の効率的、効果的な事業執行に引き続き努め、適切な段階での保存修理等の実現や防災設備の充実を図る。

補助事業に限らず民間団体等の助成金やクラウドファンディングの活用など資金調達の幅を広げられるよう、所有者等に対する情報提供に努める。

国に対し、県指定文化財及び市町指定文化財に係る相続税その他の税負担の減免措置や国庫補助事業の補助率の見直し等、より一層の支援を求める。

2 技術的支援

文化財の保存・活用に関する専門的な知識やノウハウの共有等を目的として、積極的な指導助言に努める。

所有者等が抱える問題への即時の対応と適切な指導助言を図る体制を検討する。

高齢化等により維持管理が困難な場合など、法や条例で規定する管理責任者選任も勧める。

「文化財保存活用計画」（55ページ）策定に対し、関係市町と連携してその策定を支援する。また、「文化財保存活用計画」が文化庁長官の認定を受けた場合の現状変更等に係る手続きの弾力化や、美術工芸品に係る相続税の納税猶予の特例を所有者等に周知し、個々の文化財の文化財の中・長期的な保存・活用の取組を促進する。

県指定文化財の所有者等に対しても、保存・活用のために必要な部分の“見える化”が進むよう、同種計画の策定を推奨する。

防災設備設置と維持の重要性の理解と認識を深める取組を行う

3 的確な支援を行うための基礎的情報の収集

上記支援の前提となる文化財の日常的な維持管理の状況その他を適時に把握するため、市町の実情を踏まえ、市町と連携して効率的な実施に向けた方策を検討する。

取組方針2 文化財の調査と把握に努め、指定その他の保護措置を図る。

【課題3】「未指定文化財の把握と保護促進」に対処するため、次の方針により取り組む。

1 調査方針

過去の調査の補完とあわせ、未調査分野を優先し、計画的、段階的な実施に努める。

市町が実施した文化財調査、大学や博物館等による調査についても、その成果や調査計画を随時把握し、本県域内の文化財の総合的な把握に努める。

分類ごとの調査に関する今後の取組

建造物

近世、近代の建造物や内陸部の民家建築の指定が少なく（30ページ、35ページ）、これらの把握が課題となっている。

今後、「近代化遺産総合調査」の再検証、「近代和風建築総合調査」を計画的に実施し、近世以降の建造物に対する保護の措置を検討する。

美術工芸品

建造物と同様、近世、近代の文化財指定が少なく（30ページ、35ページ）、これらの把握が課題となる。

今後、各市町や関係機関と連携・協力し、市町村誌史編纂や「歴史文化基本構想」（40ページ）及び「歴史的風致維持向上計画」（同前）策定その他の機会に行われた総合的な調査、大学、博物館、文書館等の関係機関による特定の種類や時代、地域等を対象とした調査などの既存の調査成果の活用を図るとともに、本県域内の美術工芸品を網羅的に把握するための調査の効率的、効果的な実施を検討する。

無形文化財・文化財の保存技術

指定がない状況にあるため、今後、本県の既存の「諸職調査」（49ページ）や伝統的工芸品（15ページ）指定のための調査の成果も活用しつつ、総合的な把握の調査の効率的、効果的な実施を検討する。

民俗文化財

瀬戸内海沿岸の民俗文化財、特に広島湾周辺から賀茂台地、芸予諸島にかけての一帯の文化財に対する保護措置が不足し、民俗技術の指定も少ない（36ページ）。

今後、「民俗芸能緊急調査」及び「祭り・行事調査」を計画的に実施するとともに、既存の調査成果の再検証を行う。

また、「記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財」（33～34ページ）のうち調査・記録作成がされていないものについて、該当市町と協議しながら早期の実施を検討する。

既に指定している文化財についても、その伝承状況を調査し、危機に瀕しているものについては、改善策を検討する。

記念物

史跡では近代以降の遺跡、名勝では庭園等の人文的名勝の把握が進んでいない（36～37ページ）。今後、「近代化遺産総合調査」（49ページ）の再検証等を検討する。

埋蔵文化財

今後、「広島県遺跡地図」について、市町埋蔵文化財担当専門職員等と連携して、情報更新や悉皆調査等の基礎資料整理を進める。

また、遺跡（史跡・埋蔵文化財）を対象とした分布調査や重要遺跡の史跡指定を目指した発掘調査、特徴ある遺跡や記念物を総体的に捉えるための悉皆調査や「歴史の道調査」など様々な文化財群を総体的に把握し評価するための調査の実施を検討する。

文化的景観

文化庁の調査の成果（33ページ）も活用しつつ、必要に応じて指定・保護のための文化的景観調査を行う必要がある。

2 今後の指定に関する取組

国等の指定の傾向を踏まえつつ、特に指定の進んでいない種類、年代、地域等の文化財を中心に、本県や市町にとって重要な文化財を対象に指定を進めていく。

既指定文化財についても更なる調査を推進し、県指定から国指定へ、又は市町指定から県指定へのランクアップにつながる取組を進める。

国の登録制度についても活用を推進する。

取組方針3 文化財の新たな活用策を積極的に推進する。

【課題4】「新たな観点による文化財の活用の実現」を踏まえ、本県は文化財の活用促進の一環として次の取組を行う。

所有者等によるユニークベニューの取組（43ページ）を始め、優良事例の紹介その他の情報提供の充実、文化財の公開が進む環境整備に努める。

様々な利点（56ページ）を有する文化財情報のデジタルアーカイブ化を推進し、WEB上での公開を推進する。ARやVR等の先端技術の活用も推進する。

文化財を活かした地域活性化やまちづくりのため地域社会及び関係機関との連携を強化する

取組方針4 情報発信と普及啓発の充実を図る。

【課題5】「次世代への確実な伝承のための取組の推進」に対し、次の方針で取り組む。

1 学校教育

学校教育では、生まれ育った郷土ひろしまに対する子供たちの理解を深め、郷土への愛情や誇りを持つことができるよう努める。

次に示す例を始めとする取組を通して、地域の文化財や衣食住、年中行事、労働、信仰などの文化に関わる学習を充実させることで、伝統文化の継承と振興、児童生徒の自らの課題意識に基づいて学習する力の涵養を図る。

取組例

地域の発掘調査の出土遺物や古文書等の実物資料やレプリカによる学習

* 博物館等の収蔵文化財の見学や調べ学習

文化財や年中行事を大切に継承している人々の工夫や努力に対する調べ学習

地域の保持団体による民俗芸能体験や学芸員による体験学習

* 学芸員による学校での出前授業等

実際に現地に出かけることが難しい文化財を、子供たちが場所、時間にとらわれずに学べるよう、インターネットやリーフレットなどで学習教材となる情報を提供する。

2 社会教育

文化財について学ぶとともに、自らがその文化財を周りの人に紹介するなど、文化財を後世に継承する自発的活動に進展するよう取り組む。

また、上記(1)の学校教育との連携事業の継続的实施と充実が求められている。

従来の取組の強化、促進とともに、多言語化など、人々の関心やニーズに合わせた多様な方法で公開を促進していくための有効な施策の計画、実施する。

県立文化施設の活動の活性化と利用促進

前述「広島県教育委員会主要施策実方針」(6ページ)に示された次の「取組の方向性」をもとに取り組む。

取組の方向性

幅広い県民の興味関心に応える展示と調査研究成果に基づく地域密着の展示をバランスよく行い、魅力ある内容となるよう工夫します。

文化施設において、重要文化財指定品を始めとした多くの所蔵品・寄託品などの活用やICT環境の充実等を図ります。

また、魅力的な学習支援事業の開発を心がけるとともに、地域住民のボランティア活動の支援に取り組むことで、県民が本県域内各地の文化遺産に親しみ、体験できる環境の充実を図る。

文化財公開事業の充実

文化財を大切にすることの意義を理解し、受け継いでいくことの大切さを、生涯にわたって学ぶことができるよう、先端技術の活用や多言語化も推進し、多くの方が分かりやすい文化財紹介の機会を創出するなど工夫しながら、伝統・文化や文化財保護に関する教育普及活動を進め、本県の文化財に触れ、学び、親しむ機会の充実に努める。

また、実際に現地に出かけることが難しい文化財について場所、時間にとらわれずに学べるよう、インターネットやリーフレットなどによる情報提供に努める。

文化財に関する調査研究報告書の公表

地域の指導者を対象として、子供たちが自発的に学べる場を作るための研修の機会を設ける。

取組方針 5 広域的な取組を積極的に推進する。

【課題6】「複数市町による広域的な活用のための取組の促進」に対処するため、本県の歴史文化の特徴に応じた広域的な文化財の活用・整備等の取組に対して、市町間で齟齬なく効果的効率的な取組ができるよう、広域行政として市町間の連携、調整を図る。

観光部局を始めとする様々な部局が一体となって連携し、ルート開発その他、「日本遺産」における例（40ページ）も参考にしつつ、総合的な取組を進めることも検討する。

取組方針 6 市町に対する支援を積極的に推進する。

市町は所有者等に最も身近な基礎自治体であり、文化財の保存・活用を図る上で重要な役割を担っている（序章第2節）。この認識の下に、本県は、【課題7】「県内市町の文化財保存活用地域計画作成の促進」及び【課題8】「市町の組織体制や専門職員の充実」として、市町の組織、人数、専門職員の配置、地域の文化財の状況やノウハウの蓄積その他の実情を勘案しつつ、次の支援を行う。

専門的な知見に基づく指導・助言を行う

- * 「文化財保存活用地域計画」（57ページ）の策定を推奨し、支援する
- * 文化財の保存・活用に係わる計画の立案を支援する
人材の確保、育成を支援する
- * 市町に対し文化財に関する専門職員の配置を推奨する
- * 文化財保護指導委員制度の導入を推奨する
- * 市町による文化財専門職員の資質向上を支援する
希望する市町に対する権限委譲を図る
管理団体の指定を受けることも検討するよう進める
支援団体指定（58ページ）を検討するよう進める
様々な法令の適用除外を求める場合には必要な助言を行うとともに、国に対する適用除外範囲の拡大等を求める

1 指導・助言・調整等

国や専門家等とも連携し、専門的な知見に基づく指導・助言を行う。

「文化財保存活用地域計画」作成に関する指導助言

【課題7】「県内市町の文化財保存活用地域計画作成の促進」（57ページ）として、本県は、「文化財保存活用地域計画」が各市町における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランとなるよう、市町に対し相談や指導・助言を適切に行い、大綱と

「文化財保存活用地域計画」の内容に整合を図る。

市町の「文化財保存活用地域計画」作成に関する指導・助言の実施体制は次のように整える。

- * 本県域内全体が同じ方向性で文化財の保存・活用に取り組むことが重要であるため、本県は市町に対し、市町担当者会議等で「文化財保存活用地域計画」の作成の必要性について積極的に説明を行うとともに、随時情報提供を行う。
- * 市町が「文化財保存活用地域計画」を作成する際、作成のための協議会（法第183条の9第1項）等に委員として出席（同前第2項）助言する等、積極的に支援する。
- * 本県は、市町の「文化財保存活用地域計画」作成に関して適切な指導・助言・支援を行うため、国や専門家、関係機関等との連携を図り、内容に応じて連絡・調整を行う。
- * 希望する市町が「文化財保存活用地域計画」を作成する場合は、本県と市町担当者による協議の継続的实施など、作成に向けた支援を充実させる。
- * 「文化財保存活用地域計画」作成後においても、国や専門家、関係機関等と連携し、施策実施に係る支援に努める。

その他の計画作成に関する指導助言

- * 「文化財保存活用地域計画」のほか、「歴史文化基本構想」その他の文化財の保存・活用に係る諸計画の立案に当たって、国や専門家、関係機関等と連携し、相談や指導・助言を適切に行い、大綱や「文化財保存活用地域計画」の内容との整合を図る。

また、【取組方針6】に示す市町間の連携、調整を図る。

2 人材確保育成等

文化財専門職員の配置を各市町に対し推奨する。

法の規定による文化財指導委員制度を活用し、所有者等や地域に対する支援体制を整備するよう推奨する。

文化財等に関する研修の計画的な実施、職員自らの資質向上の取組を支援する体制の整備を求めるとともに、県立文化施設と連携して、市町職員等を対象とする文化財等に関する研修の計画的な実施と研修内容の充実に努める。

人材育成にあたっては、文化庁や独立行政法人等の実施する研修も活用することが適切であり、これらの研修の広報・普及を積極的に行う。

3 権限委譲

本県に属する権限の委譲を市町が希望する場合、市町の体制を含めた必要な検討を行い、適切と判断される場合は速やかに委譲を行う

本県に属する権限を市町に委譲することが、住民の利便性の向上や事務の効率化に資する場合、本県は市町に対し権限の委譲について協議するとともに、権限の委譲に関す

る助言を行う。

権限委譲先市町において、委譲後も適切に事務執行できる体制が持続するよう、当該市町に対し文化財専門職員の継続的な配置の確保を求める。配置が確保されない場合は、国の助言等も踏まえ、適切な措置を行う。

4 管理団体指定

国指定文化財及び県指定文化財において所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合、市町が管理団体になるよう指導助言を行う。

5 支援団体指定等の促進

所有者等による適切な維持管理を実現するため、文化財保護指導委員の設置や所有者等の相談等に応じる能力を有する支援団体の指定を図るよう指導助言する。

行事等、地域住民が文化財に直接触れる機会の提供や地域住民による文化財を活かした自主的な取組を支援する環境を整えるため、文化財の保存・活用に係るボランティアや民間団体等の育成に努めるよう、「文化財保存活用地域計画」での具体化を推奨する。

6 他法規の適用除外その他に関する支援

歴史的建造物に対する建築基準法の適用除外を始めとする、文化財の保護に要する法律上の手続きについて、関係部局と連携しながら指導助言を行う。

国に対し適用除外の対象の拡大その他必要な措置を求める。

取組方針 7 県民を対象とする人材育成と資質向上の取組を推進する。

【課題 9】「地域における支援団体等の育成や連携強化」に対処するため、本県は次の取組を行う。

【取組方針 6】に示す支援団体の指定を図るよう、市町に対し指導助言する。

【取組方針 6】に示す文化財保護指導委員、支援団体の資質向上を支援する。

【取組方針 6】に示す文化財の保存・活用に係るボランティアや民間団体等の育成に努める。

公益社団法人広島県建築士会その他の団体（第 1 章第 2 節(2)）による専門的人材の育成を図る取組に対し、積極的に関与、推進を試みる。

文化財を活かした地域活性化やまちづくりのため、地域社会及び関係機関との連携を強化する。

所有者等が結成する団体を支援し、同団体を通して所有者等の理解を深める事業を展開する。

地域に眠る文化遺産を保存・活用し、地域作りに活かす能力を持った退職教員や大学生など、豊かな人材が地域で育成できるよう、市町と連携して取組を推進する。

第6章 防災・災害発生時の対応

本章では、「取組方針8」の内容について説明する。

第1節 防災対策

災害による文化財への被害拡大を防ぐために、次の取組を行う。

1 防災意識の向上

平常時から関係者の防災意識向上を図るため、市町と協力し、所有者等及び地域住民に対して啓発を図り、発生が予測される災害等に応じた対策が行われるよう施策展開する。

所有者等に対し、火災発生時の初期対応（通報、初期消火、文化財救出等）並びに延焼防止策を確実に実施できるように、防災訓練等の実施を徹底するよう指導する。

毎年1月26日の文化財防火デーなどの啓発活動を推進し、所有者だけでなく、地域社会全体の防火意識を高める。

2 災害に備えた取組

(1) 耐震対策

国指定建造物について、補助金を活用した耐震診断・耐震補強の実施を積極的に促進する。

県指定建造物等についても、所有者等に対して耐震診断等の措置や対策の必要性を啓発するとともに、補助財源の確保を検討する。

(2) 風水害対策

各市町に対し、ハザードマップを参考にして災害が予想される地域に所在する文化財の把握、災害時の避難や救出体制の想定、計画立案を指導する。

(3) 防火対策

特性や周辺状況、通常の管理体制等に応じた防災設備の設置の推進に努めるよう指導する。

消防署等と連携し、所有者等に対し防災設備の定期的な点検を行うよう指導助言する。

国指定文化財等を中心に、国から防災対策に必要な助言を得るとともに、「国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」等が示す基準に基づく防災対策に努める。

(4) 防犯対策

防犯設備の設置を推進するとともに、適切な機能を有する収蔵庫その他保管場所の検討を指導する。

文化財やその周辺の状況の定期的な見回りを推奨する。

所有者や地域住民、本県、市町、所轄警察署等が連携を図る。

3 情報の整備・共有

本県は、市町その他関係機関等と連携し、第2章1で示す調査を通して本県域内の文化財等の所在状況を把握し、情報を整備するとともに、文化財の種別ごとに被災リスクを把握し、文化財所有者に対し、文化財の被災軽減、応急処置及び保全等について専門的見地から助言する。

市町、関係機関等の協力を得て、平常時の災害予防対策や災害発生時の応急対策を整理した防災マニュアルの作成に努め、関係者で共有を図る。

国立文化財機構が主催する「文化財防災ネットワーク推進室」と連携を図り、文化財の防災の最新情報を得るとともに、市町、関係機関、関係団体等との情報共有を推進する。

4 文化財救援ネットワークの構築

市町、博物館及びNPO等が連携して災害に対応するための緊急連絡体制として、官民相互の恒久的な「文化財救援ネットワーク」の構築を検討する。

災害発生時の文化財レスキュー活動における実務の拠点が博物館等になることも想定されることから、本県は、これらの施設との連携の在り方を中心に、災害発生時における関係諸機関の役割を明確化するとともに、被災した資料の搬送、保管場所をあらかじめ定めておく等、平時から関係機関と必要な情報共有を図る。

「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」に基づく相互支援が円滑かつ迅速に行われるよう、他県市と必要な情報を共有するとともに、カウンターパートである愛媛県及び広島市と合同の防災訓練を必要に応じて実施する。

第2節 災害発生時の対応

1 被災状況の把握

災害発生時には文化財関係者それぞれが人命第一で行動し、文化財の被災状況を把握する際には、被災地において安全が確保されているかどうか十分に確認する。

本県は、安全が確保され次第、市町を通じて、文化財の被災状況を把握し、可能な限り職員が現地に赴いて状況確認を行うとともに、被災文化財等の所有者に対し、なるべく被災文化財等を廃棄せず保存することに努めてもらうよう依頼する。

国指定等文化財が被災した場合には、国に対し速やかに被災報告を行うとともに、被災状況を適宜報告することで緊密な連携を図る。

大規模災害発生時には、本県は文化庁、国立文化財機構文化財防災ネットワーク推進室とも連携を図る。

2 文化財レスキュー活動

本県は、被災状況の把握後に行う文化財レスキュー活動の掌握にあたり、文化庁や独立行政法人国立文化財機構等の助言を受けながら、市町に必要な指導をする。

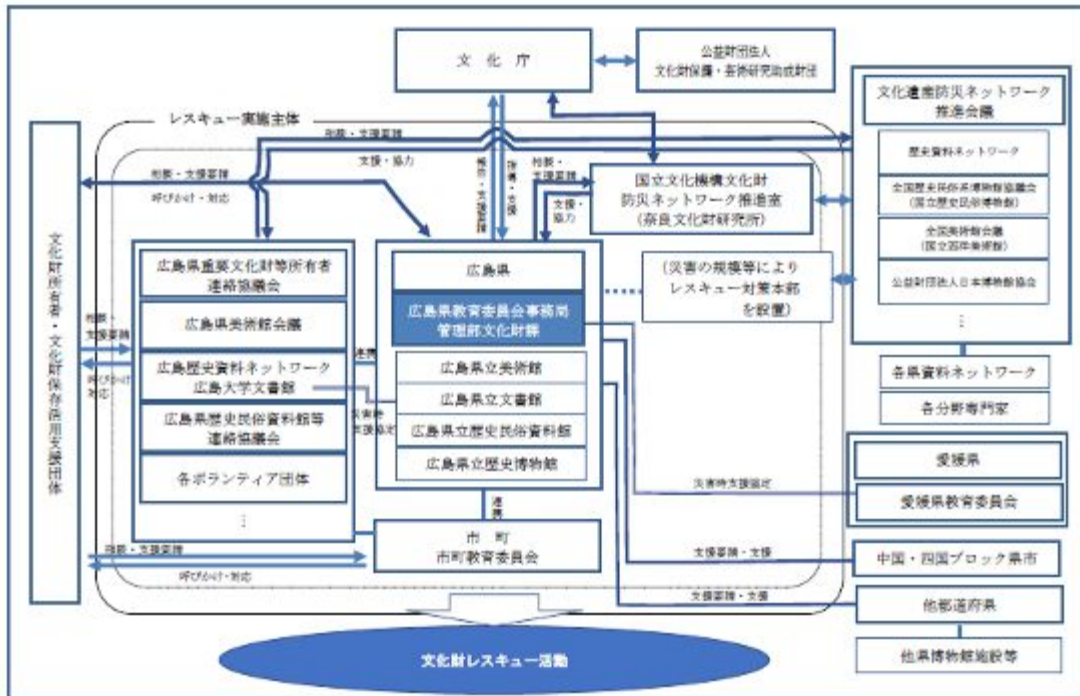
状況に応じて国の補助制度も活用しながら、保存修理等に係る支援を行う。

3 広域的な相互支援

本県域において大規模な災害が発生し、本県及び市町の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」で定めたカウンターパートである愛媛県及びその他の近隣県並びに文化庁及び国立文化財機構文化財防災ネットワーク推進室に対し、応援を要請する。また、愛媛県及びその他の近隣県において同様の状況となり、応援の要請があった場合は、人的・物的支援をする。

本県として既存の文化財レスキュー団体や機関の連絡先（緊急時連絡先）の情報共有を図る。

広域災害発生に備え、文化財レスキューに用いる諸資材の備蓄に努める。



第7章 その他の県の取組

第1節 県が管理する文化財の保存・修理・整備

本県は国指定文化財等の所有者であり、管理団体でもある（51ページ）ことから、今後、これらの県所有の指定文化財に対して次のとおり取り組む。

保存活用計画の策定又は適時の改正

適切な管理と適時の保存修理

【取組方針5】で示す、県立文化施設等での公開やデジタルアーカイブ化等、文化財情報のより一層の発信に努める。

第2節 今後の体制整備

県・市町の文化財担当職員の多くが埋蔵文化財専門職員であり、建造物、美術工芸品等についての専門的な知識を有する職員が配置されていない。文化財担当職員の高齢化や年齢層の偏りも顕在化しており、適切な人員の補充・再配置が急務となっている。

今後、県として計画的な採用・配置と「文化財マネジメント職員養成研修」等の文化財関係の各種研修を活用した職員の資質向上に努めるとともに、市町に対しても教育長会議等で文化財保護に必要な専門性を持つ職員の配置と専門的に担当する部署の設置を働きかける。

また、所有者等、地域や市町担当部局の支援ニーズの多様化に応えられるよう、住民や企業、他部局などより多くの組織との連携を積極的に図っていく。

第8章 文化財の保存・活用の推進体制

【現状1】「文化財の毀損滅失の発生」や【課題1】「指定文化財の維持管理・防犯防災対策の充実」【課題3】「未指定文化財の把握と保護促進」【課題9】「地域における支援団体等の育成や連携強化」で示すとおり、多様な文化財の保存・活用に対応するため、行政や所有者だけでなく、地域住民，NPO法人，企業及び大学等の関係団体による活動がますます重要となっている。これまでも本県域内で関係団体による活動が実施されてきたが，各団体の専門的知見が十分に文化財の保存・活用につながるよう，日頃から情報共有を行い，連携を進めていく。

第1節 推進体制

前述第5章～第7章に示す取組方針による措置は，市町のほか，以下に示す組織と連携して遂行する。

1 関係部局

教育委員会事務局	管理部	文化財課	文化財保護施策
	学びの変革推進部	義務教育指導課	義務教育施策
		高校教育指導課	高等学校教育施策
		特別支援教育課	特別支援教育施策
		生涯学習課	社会教育施策
(附属機関)	広島県文化財保護審議会	文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議又は建議	
危機管理監		危機管理課	地域防災施策
総務局	経営戦略審議官	経営企画チーム	県政全般
地域政策局		地域力創造課	地域振興施策
		都市圏魅力づくり推進課	地域振興施策
		中山間地域振興課	地域振興施策
		平和推進プロジェクトチーム	平和推進施策
環境県民局		文化芸術課	文化振興施策
		環境保全課	景観施策
		自然環境課	自然保護施策
商工労働局		観光課	観光施策
農林水産局		農業基盤課	棚田振興施策
土木建築局		港湾漁港整備課	地域振興施策
		都市計画課	都市計画施策
		都市環境整備課	地域振興施策

2 県立文化施設その他関係機関

県立美術館		重要文化財「色絵花卉文輪花鉢 伊万里 / 」を管理
縮景園		名勝「縮景園」を管理
県立歴史民俗資料館（県立みよし風土記の丘）		重要文化財「旧真野家住宅」, 「広島県矢谷古墳出土品」, 史跡「浄楽寺・七ツ塚古墳群」を管理
県立歴史博物館		重要文化財「草戸千軒町遺跡出土品」, 「菅茶山関係資料」を管理
県立歴史博物館分館頼山陽史跡資料館		史跡「頼山陽居室」を管理
県立文書館		県重文等を管理

文化財に関する調査研究, 保存, 公開活用等で, 適切な連携を図る。

3 関係団体

公益財団法人広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室		
---------------------------	--	--

埋蔵文化財の調査・研究機関であり, 埋蔵文化財の専門職員を配置している。

4 民間関係団体

広島県文化財所有者連絡協議会	事務局 厳島神社内	
広島県歴史民俗資料館等連絡協議会	事務局 広島県立歴史民俗資料館内	
広島県ヘリテージ協議会	事務局 広島県建築士会内	
広島県歴史資料ネットワーク	事務局 広島大学文書館内	